

議 事 日 程 (第 3 号)

令和2年3月5日(木曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副	町	長	本	宮	茂	樹	君					
総	務	課	長	堀		修	君	企	画	課	長	高	橋	務	君				
産	業	課	長	佐	藤	啓	之	君	地	域	生	活	課	長	畠	中	良	一	君
健	康	福	祉	課	長	中	川	三	彦	君	町	民	課	長	高	橋	晃	弘	君

会計管理者	佐藤光弥君	教育長	那須栄一君
教育委員会	高橋善之君	農業委員会会長	佐藤充君
教育課長	池田龍介君	代表監査委員	金野周悦君
選挙管理委員会 委員長職務代理者			

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤廉造 議事係長 東海林工リ 書記 船越早苗

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては石垣ヒロ子選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、池田龍介委員長職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） おはようございます。早速本題に入ります。

昨年12月定例議会で審査された役場新庁舎の入札案件を契機に、入札の経過が分かりやすく公表されていないと改めて感じました。まずはこのことに関しお尋ねいたします。公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律、いわゆる入札適正化法第8条によれば、地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、入札者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額等、公共工事の入札及び契約の過程に関する事項を公表しなければならないと義務づけされております。いわゆる入札調書などと呼ばれるもので、今や各地方自治体においてこれらの情報をホームページで公表することは当たり前になってきています。遊佐町でも直ちに実行すべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、臂曲地区岩石採取問題に係る裁判とこれからのこの町の健全な水循環の保全についてお聞きします。岩石採取裁判の第一審は、ここで改めて申すまでもなく、町にとって好ましい結果をもたらしました

が、これから本格化する仙台高等裁判所での控訴審は全く予断を許さないものと考えます。これまでの経緯を踏まえ、特に町民との関係において、控訴審とこれからの町の健全な水循環の保全にどのように向き合うおつもりでしょうか。

以上、お尋ねしまして、壇上からの質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 3月定例会最初の質問者であります5番、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

入札経過は分かりやすく公表されているのかという大筋の質問だと思います。町が行う公共工事の入札等の事務取扱いについては、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、遊佐町財務規則、遊佐町契約に関する規則に定めるもののほか、具体的な手続を規定する遊佐町公共工事の入札及び契約の適正化に関する事務取扱規程により、その必要な事項を定め入札事務の適正化に努めてきました。公表においては、事務取扱規程第21条に基づいて、130万円以上の公共工事の契約を締結したときは、工事実務担当課が遅滞なく工事等入札及び契約状況報告書を作成し、報告を義務づけているものであります。このうち、財政担当課は、予定価格が250万円以上の工事について、あらかじめ指定した場所において、契約締結の日から当該契約を締結した日の属する年度の翌年度の末日までの間、閲覧に供することと規定しております。現在町では、入札調書に当たる工事等入札及び契約状況報告書により、予定価格にかかわらず入札執行された全ての案件について、直ちに閲覧に供しているところであります。このほか公表の方法としては、入札結果について、直近の広報お知らせ版及び町ホームページにおいて公表しております。この場合、一定の物理的手続の中で公表のタイミングがあり、閲覧方式が最もタイムリーな公表となりますが、いずれにしてもこれまで同様、町の広報やホームページにおいても実施しておりますので、改めて申し添えます。

参考までに、新庁舎建設工事を例に取って申し上げますと、入札に関しましては昨年の10月25日に条件付一般競争入札による入札公告を行い、11月26日に入札会を執行しました。入札執行状況の公表につきましては、入札会終了後、即時に町の所定の様式である工事等入札及び契約状況をもって入札者の名称、入札金額、落札金額等の閲覧公表を行い、入札結果については町の広報、ホームページでお知らせしたところであります。また、これからの新庁舎建設工事の進捗につきましても、広報、ホームページで随時町民の皆様にしっかりお伝えしてまいります。なお、ホームページの公表の在り方については、他市町の例を参考にしながらも、町民のニーズやこれまでの取組の効果を検証しながら、審査会等で検討していきたいと考えております。今後とも町発注工事の入札経過につきましては、結果の公表まで公共工事の入札取扱いルールに沿って遺漏のないように進めてまいります。事業によっては地元説明会や町民説明会の開催をもって工事の進捗段階に応じた説明、報告の機会を設けるなどして、より丁寧な情報提供に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、2番目の質問でありました臂曲地区の岩石採集裁判についてでありました。控訴審と議員がおっしゃいましたが、控訴審というものは第一審の判決に不服があるときに上級裁判所に審理のやり直しを求めるもの、いわゆる上訴の一種でありまして、判決の確定を遮断して新たな判決するものと定められております。町としては、山形地裁の判決に現在まで不服の申立ては行っておりませんので、控訴という立場

には現在ないという状況であります。あくまでも仙台の高等裁判所の審理であります、被告という立場でありますので、第二審という理解をいただきたいと思っております。この裁判については、町も、町民も、議会も訴えられているという状況でありますので、それら判決書を十分にお読みの上に質問いただければありがたいと思っております。

採石事業者である原告から、28年2月20日付で提起されておりました、提訴されておりました遊佐町の健全な水循環を保全するための条例に定める規制対象事業に該当すると判断した処分の取消しを求める裁判につきましては、昨年12月3日、12月定例会の初日に、山形地方裁判所での原告の請求を棄却する旨の判決があったこと報告をさせていただいたところであります。原告は、この山形地裁の判決を不服として、12月12日付で仙台高等裁判所に控訴し、2月4日に原告の控訴理由書の送付をいただきました。原告の控訴内容としては、一審判決を取り消せという、棄却された原告の主張を再び訴えるものであります。町としては、仙台高裁での二審においても、第一審と同様に、原告の控訴内容を精査した上で、鳥海山と大切な水環境を守る取組と主張に努めてまいるところであります。今後も、町政座談会や広報などの機会を捉えながら、町民の皆様にも可能な限り丁寧に対応してまいりたいと考えております。引き続き議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。また、健全な水循環の保全に関する取組につきましては、鳥海山・飛島ジオパークの活動とも連動しながら、水循環基本計画にのっとり、町民の皆様や関係機関と連携し、協働して進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） まず、入札調書の一例というのを議長の許しを得た上で配っていただきましたので御覧ください。この入札調書は、似たようなものを議員の方は御覧になったことがあるかもしれません。なぜかといいますと、この上物に関する入札調書というのを先日消防議員から配られましたので、見たことあるかもしれませんけれども、酒田市大町にある消防の新庁舎の用地造成に関するものであります。先ほど町長の壇上の答弁の中で、他市町村の動向を見て、ホームページの公表については考えたいという話がありましたけれども、これはどこから引っ張ってきたかといいますと、酒田市のホームページからのものです。ですので、少なくとも他市町という話がありましたけれども、三川町、庄内町についてはこのようには載っていませんけれども、隣の酒田市においてはこのような形で入札調書がホームページに載っているということはまず認識していただきたいと思っております。ですので、当然誰でも見ることでありますし、誰でもプリントアウト、いわゆる謄写ができるということでもあります。まず、とは言ったものの、この件に関しては私は実は議員としてちょっと自戒を込めて質問をしたいと思うのです。なぜかといいますと、平成27年、私が議員になって初めての年ですけれども、その年の秋に町民と議会との懇談会というのがありました。そのときに町民の方からこのような声が出ているのです。このことに関しては、議会報の131号の12ページに載っていますので、後ほど御覧いただきたいのですけれども、町民の方の質問です。「酒田市では入札経過を公表しているが、遊佐町は結果しか公表していない。そのあたりはどう考えているのか。時の流れに沿っていないものだと思う。町民が判断できるように公表すべきであると考え。そのことにより町民に違和感を持たせないことにつながるのではないか」というような質問をある町民の方がされております。答えですけれども、「西遊佐まちづくりセンターの入札は最初不調だったと聞いています。議員

として介入すべきではない部分もあります。執行部では公正に従って手続であるし、考え方を変更することはないようです。不調の公表は難しいと思うが、落札の入札経過は公表すべきと考えます。町内業者と他市町村の業者による共同企業体の考えもあるので、議員として提言すべき内容かと考えます」というように議員が答えています。この文章から分かるとおり、この当時は西遊佐まちづくりセンターの入札について町民の方があれっと思うような状況があったようです。当然それに関するやり取りということであったわけですが、自戒ということに関して言うと、私そのとき既に議員でしたので、そのときのやり取りをもっと真正面に受け止めていればよかったなという反省は正直言ってあります。そこをまず申し上げたいと思います。

話を続けますけれども、確かに町長がおっしゃったとおり、遊佐町のホームページにも入札結果一覧というのはあるわけです。あと、15日のお知らせ号にも入札情報というのは確かに最後のページに載っています。ところが、この2つの情報を足したとしても、応札した2位以下の業者が幾らで応札したのかということは分かりませんし、何回目の入札で成立したのかということも分かりませんし、入札参加者にどういう資格を求めているのかということも分からないということがあります。そもそもあつちの情報とこっちの情報を足し合わせないと全体像が見えないというのはおかしな話なのです。確かに公表、それは集めれば公表しているということになるかもしれませんが、やはりどう考えても、私壇上で申し上げました。分かりやすく公表されていないのではないかということにおいては、どう考えてもこれ分かりやすすくない、不親切な状況だと思います。話をもう少し進めますけれども、その入札調書に関する論点というのは実はすごくシンプルだと思うのです。なぜかというと、壇上で申し上げたとおり、入札適正化法の8条で、これこれこういうことを公表しなさいと明記されているわけです。しかも、法律どおりにやってくださいよという通達が総務大臣と国土交通大臣から知事経由で市町村に来ているはずなのです。

副町長にお尋ねしたいのですが、最近だと昨年の10月21日付で公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通達が知事を経由して遊佐町にも来ているはずなのですが、このような通達を副町長は御覧になった覚えはあるでしょうか。お願いします。

議 長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） お答えいたします。

それらの通知については、随時事務局に届きますので、それを確認して審査会等で情報提供を頂いております。内容をちょっと、その日付の中での通知にどのような内容が書いてあったかという経過までは私、今の段階で分かりませんが、そういう形で随時させていただいております。例えばただいまの公表に関しましては、町長答弁にもありましたけれども、遊佐町の公共工事の入札及び契約の適正化に関する事務取扱規程の中で、このように公表しますよという形を定めてございます。これが平成13年制定をしたものでございますけれども、これまで6回の改正を行ってございます。ただし、公表に関する部分の改正云々ということだけではなくて、いわゆる適正な公共工事の入札執行、その事務の取扱い全体に対してのことでございますので、直近では、ただいま議員からお話しいただいた日にちちょっと頭に入っておりますが、直近では平成31年の4月の5日に見直しをさせていただいたところでありまして。これについては、いわゆる公表という形ではなくて、低入札価格制度、それから最低入札価格制度、それらにおける予定価格に対する失格と判断されるような基準のパーセンテージの変更、これを議題として意見交換を行っ

て改正をしたところでございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 今便利な世の中になりまして、私が今申し上げた国の通達もホームページで誰でも見られます。ちょっとその内容をかいつまんで申し上げますと、まず一番の基本的な話ですけれども、各地方公共団体においては入札適正化法の義務づけ事項につき、未実施のものについては速やかに措置を講じるよう要請しますというふうになっております。私の質問に即して具体例を申し上げれば、いわゆる入札適正化法の8条の情報公開の義務ということになりますけれども、壇上で申し上げたことと一部重複しますけれども、8条で公開が義務づけられていることとしては、入札及び契約の過程に関する事項として、入札者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額、入札参加者の資格を定めた場合にはその資格などとなっております。そして、そのさらに先があるのですけれども、昨日GIGAスクール等の話が出ましたけれども、入札及び契約に関する情報の公表の際には透明性の確保を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ることというふうはこの通達に明記されているのです。どうもやり取りを聞くと、少なくとも私はこの通達に関して言えば、至極真つ当なことを国は県を通して市町村に通達していると思うのです。いやいや、それに対して我が町は反対だとおっしゃるなら別ですけれども、そういうような内容でもないと思いますので、ぜひこの通達どおり速やかに実行すべきだと思うわけですけれども、現状はそれに合致していないというふうに私思うのです。先ほど事務取扱規程がどうのという話もありましたけれども、だとすれば事務取扱規程を直せばいいわけであって、何も難しい話ではないと思うのですけれども、総務課長の所見を伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

まず初めに、現在の状況といいますが、その公表の部分がどうなっているのかという点について少し補足をさせていただきたいと思います。まず初めに、先ほど町長答弁にもありましたとおり、町の入札につきましても事務取扱規程に従って行っていると。その規定の中に、町の契約内容等の公表についても21条のほうにうたってあるということでございます。その21条の中には、工事等入札及び契約状況報告書と、これは別記様式第13号という様式でありますけれども、その様式に従って町は公表をしているということになります。この別記様式第13号というのは、名称というのは入札調書という名称ではございませんけれども、内容的にはこれも十分網羅している、全て含んでいる様式になってございますので、それを町としては公表をしていると。公表の仕方がホームページには載せていないということではございますけれども、総務課内で一般の方に縦覧をさせる、いつでも見れる体制にあるということでございます。ホームページ上、それから広報等々でお知らせする内容についても、もうほぼ入札調書の内容のほとんどの部分を公表しているわけでありまして、この入札調書と要するに広報等でお知らせしている内容の差というのは、入札業者が幾らの金額で落札して入札できなかったという情報の部分のみでございますので、そこがどうしても知りたい方については総務課で閲覧ができる、この様式別記第13号によって閲覧ができるという内容になっているのが現状でございます。先ほど議員からおっしゃられましたとおり、近隣の市町においては、それもホームページで公表しているということではございますので、そこは町長答弁にもあったとおり、入札審査会に諮って、対応を協議してまいりたいということではございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） おっしゃることは分かりました。確かにそのとおりで、あちらこちらの情報を拾えば、それは公表しているということになるのでしょうかけれども、しつこいようですけれども、分かりやすく公表していますかということはやはり大事なことだと思いますので、その観点は絶対忘れてはならないと。先ほどの町民と議会との懇談会の話に戻りますけれども、この発言者の方がおっしゃったのは、遊佐町がやっているということは、公表は結果は公表していますと、入札の結果は公表していますと。要するに15日のお知らせ号に載っているということの意味しているのだと思うのですけれども、一般的に入札の経過というのは入札調書というふうになっていると私は思いますので、その部分は公表されていないのではないですかというようなことを町民の方がおっしゃったのだと思います。それは当然、そういう指摘があるのは当然だと思います。ここに書いてあるのです。そのときに町民が何と言ったか、もう一回繰り返しますけれども、町民が判断できるように公表すべきであると考えて書いてあって、そのことにより町民に違和感を持たせないことにつながるのではないかと書いてあるのです。繰り返しますけれども、その当時西遊佐まちづくりセンターというのは入札の不調があったりして、いろいろ町民からしてもどうなのかという話があったと思います。あったようです。今回の役場庁舎に関していっても、例えば6回連続して同じ業者が建物を入札していると。当然この中に西遊佐まちづくりセンターもその6回のうち入るわけですけれども、それでいいのですかということを事後検証する必要があるのです。それは、我々議員もすべきだろうし、町民の方でチェックしたい人もいます。そういうための材料にもなりますので、それ情報を出したくないと思うなら別ですけれども、私は出すべきだと、積極的に分かりやすく出すべきだと思いますので、ぜひお願いしたいと。やるかやらないかと、ただそれだけの話ですので、お願いしたいと思います。

なお、しつこいようですけれども、12月議会のことをもうちょっとお話をしますと、12月議会の直後に私も入札調書を知りたかったものですから、総務課に新庁舎工事の入札調書を見せてくださいというふうにお願ひに行きました。そのときは課長はお休みだったわけですけれども、対応してくれた職員からは入札調書というものはありませんと。先ほどの話ですけれども、と言われまして、さつきも紹介ありました工事等入札及び契約状況という名前のタイトルの入札調書とほぼ似たような中身の文書を確認はできましたけれども、閲覧だけでして、コピーはだめですよと言われました。コピーはだめですよ。ホームページに載れば誰でも印刷はできますけれども。あと、直ちに工事等入札及び契約状況という書類は整えられるという話でしたけれども、参考までに酒田市の例で申し上げますと、酒田市は入札から4開庁日をめどにホームページで公表することになっているそうです。そして、もし議会で可決されていない案件であれば、ホームページの画面に本件は議会の議決後に契約を締結しますというただし書がついた上で、その入札調書が公表されるそうです。ですので、議会が通るか通らないか関係なしに、まず基本的に4開庁日たてば載せますよという原則があるそうです。これを遊佐町の方に仮に当てはめてみると、昨年の11月の26日に入札がありましたので、新庁舎の4開庁日を過ぎた12月定例会の初日には新庁舎工事の入札調書というのが遊佐町のホームページで誰でも見られる状況になっていて、12月6日に我々やりましたけれども、議会最終日の入札案件の審議というのももっとスマートにできたはずなのです。事実関係の説明だけで時間を食いましたので、そういうことも含めて入札というのは公表というのは、もはやこれ

当たり前。もう今さら隣の町村の動向がどうのとか、そういうこと言っている場合ではなくて、速やかにやってくださいということなのです。

もう一度、改めて副町長、今までのやり取りを踏まえて、しつこいようですけれども、やるかやらないかという観点からご所見を伺いたいと思います。お願いします。

議 長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） まず、冒頭に公表をしていないというのではなくて、閲覧という形でそれらをしつかりと法律に基づいて公表はさせていただいているのだということをご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、先ほど総務課長のほうから申し上げました事務取扱規程の21条の規定に基づいて、これらの工事の契約を締結したときは、遅滞なく工事等入札及び契約状況報告書、これがいわゆる別記様式13号という形で、議員おっしゃる調書という形の内容を含んでいるものであります。これらを作成し、財政担当課、広報担当課、出納室、議会事務局及び監査委員会事務局に送付するものとするという形で送付もきちんとさせていただいております。また、広報の部分、町民の方がおっしゃる丁寧な公表という意味では、ホームページ等々での今公表ということでご意見を頂戴しているわけですが、その方の年齢とか分からないわけですけれども、私どもにとっては分からないですけれども、やはりホームページも一つの大きな手段でございますので、検討はさせていただきたいと思いますが、ホームページを御覧になれない立場の町民からすると、それも手段の一つというふうに考えざるを得ないわけですから、しっかりとその辺の公表の在り方というのをこれからも検討してまいりたいというふうに思うところでございます。重ねてのお話になりますけれども、これまで公共工事に関する適正な取扱いについては、しっかりと適正化法の法律に基づいて、国、それから県、そして答弁もさせていただいた他自治体の取組状況を参考にしまして、指名業者選定審査会の場において随時見直しを検討をしてきたというところでございます。ご意見を頂きました入札に関するホームページの公表につきましても、これについてもやはり審査会で検討をしてまいりたいというふうに思います。やはり小さな自治体でありますので、公表の在り方、適正な在り方と、それに対する公表事務の負担等も考慮に入れながら、あるべき姿、この中に、ホームページということも検討をさせていただきたいというふうに思います。いろいろな情報を得まして、どういう形でホームページ上に公表する形が望ましいかも検討してまいりたいと思います。

なお、広報につきましても、紙面の関係もありますので、その公表の仕方については広報委員会等でのご検討になるのかなというふうに思います。逆に言うと、おっしゃられたような形での1回目、2回目、3回目の入札金額、何回目での落札なのかという形等々についてというよりも、しっかりと町民の皆さんに、こういう事業者の皆さんが入札に参加をされて、結果としてこのような金額で落札をされていますということの分かりやすい形で公表をさせていただいているのかなというふうに感じてございます。ホームページでの公表については、審議会で検討をさせていただきます。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 今回の件については、いろいろ私も反省すべき点がありました。

やはり、このことは広く議論をしたいという意味もありますので、最後になりますけれども、代表監査委員からも今やり取りはありましたけれども、そのやり取りを踏まえて、お話しできる範囲で結構ですの

で、所見を頂きたいと思えます。

議長（土門治明君） 金野代表監査委員。

代表監査委員（金野周悦君） それでは、お答えをいたします。

先ほど来お話ありました入札関係につきましては、関係書類、先ほど副町長からお話ありましたように入札調書、入札の結果等については文書で頂いておりますので、見させていただいております。なお、申し上げますが、地方団体の各種関係法令、政令、省令、規則、条例規則等の条文の解釈をめぐっての参考意見なり見解を求められるということがあるようですが、法律解釈は監査委員の任務を逸脱するものであるということで、あくまでもこれからお話しする分については個人の見解としてお話をさせていただきます。

最初、町長のほうからお話ありましたが、入札につきましては一番根拠になる法律は、私は地方自治法の234条ではないかというふうに思っております。234条に基づいて、関係省令、規則等いろいろな条例がありまして、それに基づいて今回は町のほうで段取りを踏んで入札をされたものと見ております。したがって、私たち監査委員は入札については、事業の内容については監査委員としてやっている例月出納検査あるいは決算審査、定期監査、そういう監査の中で、特に定期監査等の中で工事が入札に基づいてどういう段取りで実施されているとか、それから契約の内容に基づいて打合せ等が実施されて、計画的に事業が動いているかという、そういう部分についてをこれから、今回皆さん方からいろいろな意見を聞いておりますので、見てやっていければと思っております。なお、先ほどもお話ありましたが、今回の入札につきましては、町広報の12月15日号のお知らせ号で入札の状況が、それから議会だよりの2月1日号で皆さんの討論の内容等も記されておりましたので、その辺もよく見させていただきながら、関係書類、入札の関係の書類等、工事の書類等も監査をさせていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 昨日、最後に町長の所信表明というのがありました。最後の結びにというところでこのようにおっしゃってました。情報の公開と共有を基本にしたいというふうにおっしゃってました。先ほど副町長からは、ひょっとしたらお年の方はホームページ見られないのではないかというふうに受け取れるような発言もありましたけれども、私は今の世の中、基本的にどなたもホームページ見られると思って、このことは向かったほうがよろしいかと思えますので、情報の公開と共有をぜひおっしゃるとおりしていただきたいと思って、次の項目に移ります。

臂曲の裁判の件ですけれども、町長も控訴審という言い方は当たらないという話をされました。確かにそれはそうかもしれませんが、恐らく一般論では控訴審というふうに言うと私は思ったので、そのように表現したということです。まず、そこは言わせてください。町長も町長になってから臂曲の問題に関しては思いがあったらうし、私も議員になってから思いがありました。ですので、私なりに臂曲の問題についてはこの場で同じことを言い続けてきたつもりであります。同じようなことを言うかもしれませんが、一つの節目でありますので、あえて同じような話をまたさせていただきたいと思えます。その裁判についてですけれども、私が答弁を聞いて今まで受けている印象ですけれども、裁判というのは弁護士に基本的にお任せをしているのだと。ですので、ひょっとしたら原告に有利になってしまうから、余計な話はするなと、余計な発言はするなというように私は取れるのです。では、行政とか弁護士はミステ

一くないのかというと、私は必ずしもそんなことはないと思いますので、私たちがこの鳥海山の麓で住み続けようとするのであれば、しかもまともな形で住み続けようとするのであれば、鳥海山を保全する取組というのは未来永劫続くわけです。ですので、やはり裁判というのはその先のこともある話ですので、名実ともに町民とともにある裁判を展開すべきだというふうに私は思います。そういう前提で話を進めまされども、先日、原告の控訴理由書を閲覧しました。謄写はだめということで閲覧をしましたけれども、その中で原告はある大学教授の見解というのを引用して、こんなふうに出ている部分がありました。採石場から出る地下水には浅い層と深い層の水がある。吉出山南部涵養域はこれこれの標高なので、採石場から出る地下水は吉出山南部涵養域からの水ではないというようなことを主張しております。ということは、要するに遊佐町の言っていることに原告は真っ向から反論しているわけですがけれども、もし仮にこの部分が高等裁判所に認められますと、遊佐町の主張がドミノ式にがらがらと崩れていく可能性もあるように私は感じました。この原告が引用している大学の教授の専攻は、調べてみますと岩盤工学という専攻ですので、水門学だとか同位体学にどの程度守備範囲があるか分かりませんが、少なくとも遊佐サイドとしては弁護士の方だけに任せるのではなくて、一定の科学的知見を持った方のアドバイスを得ないと正確にこれを反論できないかなというふうに思います。

そこで、企画課長に念のためにお聞きするわけですが、高等裁判所での裁判に当たって、取り組む体制として自然科学の方も含めたチームがきちんと組まれているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

町の代理人ということで弁護士お二人お願いをしているわけですが、町の担当職員あるいは場合によっては県ともお話をしながら、総合的にみんなで力を合わせて頑張っているというふうなことでございます。それから、あとそれ以降の裁判の中身については答弁を控えさせていただきたいというふうに思っております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 想像どおりの答弁を頂いたわけですが、そこですごく大事だと思うのです。確かに課長がおっしゃるとおりなお答えというのは、それはそれでありますし、模範的な回答だと思うのですが、この裁判というのはたまたま遊佐町が訴えられる立場ですが、場合によっては遊佐町が訴えるということもあるような構図だと思うのです。全体構図から見ると。鳥海山の生態系を守るということに関していえば、どちらが訴える、訴えられることになるか分からないというような状況だと思うのです。そうなったときにどれだけ味方をつけるかということにおいて、やはりこれ公表しないと、確かにいい成果で確定すればいいでしょうけれども、どうなのかなという思いがあります。課長は公表しないと、細かいことは言いませんという話でしたけれども、例えば私にもいろいろ情報が入ってくるわけなのです、いろんなルートから。ここであまり細かくは申し上げませんが、ちゃんと自然環境の研究者ときちんとお付き合いをしないと、遊佐町も裁判はともかくとして、これからの健全な水循環の保全においてアドバイスを頂けないということも起こりかねないわけなのです。当然研究者は耳の痛いことも言うでしょうけれども、それもちゃんと受け止めなくてはいけないだろうし、研究者の世界と

というのは広いようでも狭いですので、例えば遊佐町が、言葉は悪いですが、研究者をつまみ食いするような形だとか、あるいは取っ替え引っ替えお願いするようなことを仮にしたりすると、そこはやはり信頼関係はなくなると思うので、そこは課長、重々ご存じだと思います、実情は。ですので、本当にそこは答弁がないとしても肝に銘じて向かっていただきたいというふうに思います。確かに世の中には、ビジネスライクな研究者はいるでしょうから、その人は面倒見てくれるかもしれませんが、今まで遊佐町に関わってくれている研究者というのは、粹に感じてやってきている人だと私は思っていますので、ぜひともそこはお願いしたいと思います。町長、何か所見があるようでしたらお願いします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 裁判については、弁護士に依頼しているのではないかというお話ありますけれども、定期的にやっぱり役場職員も含めて、そして専門家の先生の意見等の聴取等の方向等についても議論はしている段階です。ただ、言えること、今これから係争始まるときに、今このインターネットの世界で、今ここで発信したことが必ず事業者にも伝わるとということが想定される中で、不用意な発言はやっぱりするべきでないというのは当然だと思います。今係争しているときに相手に手のうちさらすというような手段は私は取りたくない。やっぱり係争では、最終的に決定的な証拠等、いろんな形が最終的に必要になってくると思いますし、今山形県も公害等調整委員会という立場に訴えられている立場、県と町が同じ方向を向いているときに、町が一方向的に資料を開放してしまったら、そして事業者、そして弁護士等に伝わったら、これはもう手のうちさらせ出での裁判という形になるわけですから、そういうことは控えさせていただきたい。ですから、課長も今慎重な答弁をしているということをご理解お願いしたいと思います。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 私が申し上げたいのは、何もかにもべろべろと出してくださいということをお願いするつもりは毛頭ありません。あくまでも情報の出し方だと思うのです。ホームページ等々で情報が広く知れ渡るということを逆に使えばいいわけです。そして、世論を味方につけてやるという意味で私は申し上げているのです。ですので、それを一つの広い意味で裁判戦略でしようし、それをやるかやらないかということも大きく、ひょっとすれば最終的な帰結に結びつくのかなというような気がします。

それからもう一つ、地下のことなので分からないということはよく言われますけれども、自然科学の原理からすると究極的に真実の一つだと思うのです。ですので、そこをつかめるかどうかなのです。もっともそれをつかんだ上で、裁判所に認めてもらえるかということが大事ですけれども、そこを遊佐町としてはつかんでいるのだということであるとすれば、そこは真実の一つですので、堂々と発表もできるわけなのです。そのためにも自然科学の研究者としっかり手を組んでやってくださいよということをお願いしているわけですので、今後もありますので、ぜひともよろしくお願いしたいというふうに思います。

先ほども施政方針の話を取り上げましたけれども、ここでもちよっともう一回取り上げたいと思います。施政方針の10ページには、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の基本理念にのっとり、水循環保全計画の推進に努めますというふうに昨日町長がおっしゃっています。私は、議員なってからずっと水循環条例というのは何も規制対象事業を云々するだけではなくて、例えば積極的に水循環審議会を開催して、水循環計画の見直しだとか、あと増強、パワーアップとか、あと水循環遺産の指定だとかどんどんやるべきだというふうに申し上げてきているわけなのです。そのたびに答弁としては、審議会は開催の方向でと

いうふうにおっしゃっていただくのですけれども、実際のところこれまでは必要最小限の開催に審議会の開催はとどまっているように私は見えます。ということは、やっぱりおっしゃっていることと実際行われていることの落差が大きいと思うわけなのですけれども、企画課長、これでよろしいわけでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

裁判の関係について、ご存じのとおり少数で対応をしております。水循環の専任というふうなことで職員1人おるわけですが、やはり今現在については裁判が本当に今精いっぱいだと。膨大な資料を読み込んで、それで弁護士と一緒に反論を作っていくというふうなことでありますので、そのことについてはぜひご理解いただきたいと思ひますし、今企画課が中心となってジオパークの取組を進めてございます。特に教育関係については本当に他の模範となるような取組をしているところでありまして、そういったジオパークの取組を通じて、今水循環、水環境について学習を深めているというふうな認識でいるところでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） ご理解をいただきたいという話だったのですけれども、この条例ができてから、かなりの年数がたつわけですね。去年、おとしできた条例だったら、もうちょっと待って下さいよというのも分かる話ですが、条例のある部分についてはもう何年もたなざらしになっているということなのです。確かに担当者が少ないだとか、ジオパークで頑張っている、裁判対応が大変だというのは、それはそれで理由としてはあるのかもしれませんが、一方で町がつくった条例ですので、やっぱりそこは少しずつでも進めることというのはできるし、やるべきだと思うのです。水循環審議会もやはりやる気のある多彩なメンバーそろっていますので、別に役場のほうで全部お膳立てをしてやるという必要はないわけですので、審議会のほうに主体をお任せして、その条例の範疇でどんどんやっていただければいいわけなのです。ですので、そこはせっかく条例があるわけですので、後ろ向きにならずにやっていただきたい。本当にこれは、先ほどの入札調書のホームページではないのですけれども、本当に理屈ではなくて、あとやるかやらないかという話だと思うのです。ですので、ぜひそこはやっていただきたい。そこら辺がもし手をつけることによって、さらに遊佐町の健全な水循環の保全ということが盛り上がりを見せれば、また遊佐町がいい方向にさらに行くのではないかと、いうふうに思っておりますので、ぜひともそこは、ひょっとしたら課長は思ひやみかもしれませんが、そういうことではなくて、楽しく前向きに取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

上衣は自由にしてください。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） おはようございます。私からも一般質問をさせていただきます。実は北海道でかなり新型コロナウイルスが発生しておりまして、私の親戚でも近所に3人ほど発生したということで、早速買い置きのマスクを送ったところであります。非常にそこまで来たかというような、そんな雰囲気です。

それでは、遊佐パーキングエリアの計画ということで質問させていただきます。さきに東北地方整備局

では、復興道路・復興支援道路の復興・創生期間内、2020年ではありますが、全線開通について昨年8月に発表しております。復興・創生期間後において、復興道路・復興支援道路を軸とした高規格幹線道路ネットワークを活用した地域経済活性化の取組を支援するため、今回東北整備局が現在進めている道路事業について、去る2月の6日に開通見通しを公表されました。それによれば、昨年発表になった酒田みなど、これからは仮称ではありますが、遊佐比子の間5.5キロが2020年度中の予定が今年中ということで早まりました。遊佐比子、遊佐鳥海の間が6.5キロありますが、令和5年度に、もう4年後であります。遊佐鳥海、小砂川10.6キロまでは令和8年度に、もう7年後ではありますが、それぞれ公表になりました。町民が待ちに待った日沿道の開通時期がやっと示され、町民の希望と夢が現実のものとして見えてきました。このように町に関する路線の全面開通の見通しがつき、それに伴い計画中の遊佐パーキングエリアタウンの整備に向けた動きが一挙に加速すると思われまます。町民の期待は大変大きいものと思われまます。平成28年3月には、遊佐パーキングエリアタウン基本計画を策定し、1つに計画策定の経緯、目的、2つに整備の計画基本方針などを挙げています。その中で整備のコンセプトとして、鳥海山観光及び環鳥海地域の農水産漁村のゲートウェイとして、産業、観光の発信、連携、発展拠点となるパーキングエリアを目指し、大きく4つのテーマを設定しております。まず1つ目は、鳥海山観光のゲートウェイ。鳥海山麓3市1町で取り組んでいるジオパーク構想、計画では、このときは構想でありました。現在は認定されておりますが、その拠点となるジオパークセンターの開設など、鳥海山をターゲットとした情報を発信する施設。次、2つ目は観光の拠点であります。観光案内所を設置し、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど農業、漁業と結びついた観光の情報提供やジャパンエコトラック構想による外国人観光客などの目的に合った案内機能を付加した設備であります。3つ目は、農林水産業6次産業化の拠点であります。農産物や岩ガキなどの海産物の産地直売を基本とし、加工施設を併用した農林水産に貢献する地域の働き場を創出する施設というふうになっています。4つ目は、防災、エネルギー、ステーション機能。再生可能エネルギー発電施設を設置することで、平常時は低酸素社会、省エネルギーなどに貢献し、貯水タンクを備え、非常時には防災拠点として活用できる施設、また水素自動車の普及を見据えた水素ステーションの整備など、このように壮大で夢のある基本計画であります。この基本計画によれば、供用開始は酒田みなど-遊佐間の開通に合わせるということではありますが、さきに町長は私の質問に全線開通のめどがつかなければ計画は前に進めないと答弁しております。既に開通の時期は公表されました。かなりの予算と時間を要する事業であります。早急に現状に合った新しい基本計画を作成し、町民に示す必要があると思われまます、町長の所見を伺います。

次に、開校準備委員会の協議状況と開校に伴う予算ということで伺います。新校開校準備委員会では令和5年4月1日からの新校開校に向けて協議を重ねているところであります。去る1月10日に遊佐町立小学校施設開校準備委員会第2回総会が開かれました。その資料によれば、総務部会での検討において校名を募集することで小学校の統合について、まだ知らない人への周知にもなるので、募集することに賛成者が多数であったということでもあります。募集の方法は幾つかの案を示し、その他を含めて応募する方法が取られ、2月12日に遊佐町立小学校新校開設準備委員会から新小学校の校名の募集について発表があり、校名の応募については2月の14日発行の町の広報及びホームページに掲載され、今月3月10日が締切りとなっております。これは、先ほども言いましたが、町民に幅広く新校開校の準備段階にあると知らしめて、

関心を持ってもらうことが目的でもあります。そのほか、校歌、校章、通学路やスクールバスの整備、放課後の子供たちの居場所、地域行事への協力体制など、まだまだ多くの数え切れない事項が協議、検討をしていかなければならないと思っております。特に5教室が足りなくなるための教室の増設、これだけでも建設費が約2億円ほどかかると言われております。また、昇降口のスペースの確保、増設の教室との接続通路による消防法による問題、給食調理室の拡幅や駐車場の確保に関わる土地買収及び造成工事費用などを含めれば、多額の予算を必要とされると思われまます。

改めてお伺いします。現時点での準備委員会での協議の進捗状況は、そして新校開校に伴う予算規模は幾らほどになるのか、予算措置の方策はどのように考えているのか伺い、壇上からの質問とさせていただきます。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、10番、高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

1点目は、まさに全線開通の見通しによる遊佐パーキングエリアタウンの計画等についてでありました。去る2月6日、今年は大変な少雪でありましたが、大変雪が降った日でありました。国土交通省東北整備局から、日本海沿岸東北自動車道のうち鶴岡市から秋田県小坂町までの延長約230キロが令和8年度までに全線開通する見通しがあるということが発表されました。そのうち本町においては、酒田みなとインターチェンジ以外は仮称ですが、酒田みなとインターから遊佐比子間が令和2年内の開通予定に見直され、また遊佐比子から遊佐鳥海間が令和5年度、そして遊佐象潟道路の遊佐鳥海-小砂川間が令和7年度に開通する予定になっています。ちなみに、秋田県の象潟と小砂川は令和7年度の開通予定が示されております。まさに悲願でありました山形、秋田県境区間のミッシングリンクの解消が公表されましたので、高速交通ネットワーク化がおおむね完成ということで非常に喜びであります。このことは、国土交通省、そして山形県をはじめ多くの関係者の方々に心より感謝を申し上げますとともに、今回の公表区間にしつかりと予算措置がなされ、一日も早い開通ができるよう、引き続き町民の皆さんとともにしつかり取り組んでまいりたいと考えております。

さて、遊佐パーキングエリアタウン整備計画であります。平成25年5月の遊佐象潟道路の事業着手を契機に、パーキングエリアタウン構想を掲げ、平成28年3月には遊佐パーキングエリアタウン基本計画を策定したところであります。平成28年度からは、道路管理者であり、道の駅施策の監督官庁となっております国土交通省酒田河川国道事務所、山形県との行政機関による勉強会を重ね、道の駅施策の動向や整備の手法について検討、調整を行っているところであります。現在、全国1,160駅を数える道の駅が、安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域のにぎわい創出を目的とした施設として、各地域の特色や工夫を凝らし営業しております。また、平成9年4月に現在の道の駅鳥海ふらつとが登録した当初は、通過する道路利用者のサービス提供の場であった道の駅が、第2ステージでは道の駅自体が目的地として、そしてこれからの第3ステージは地方創生、観光を加速する拠点としてネットワーク化で活力ある地域づくりへの貢献も求められているところとなります。ますます道の駅に求められる役割と期待は大きくなってあります。今回、令和8年度には秋田県境区間が全線開通する見通しが示されたことを受けて、遊佐パーキングエリアタウンの開業予定として掲げてきました町内区間の全線供用時期が明確になりました。これまでの検討経過と今後のスケジュールを踏まえ、これまで以上に体制を強化し、関係機関とのよ

り緊密な連携の下、地域に豊かさをもたらすパーキングエリアタウンにすべく、計画推進に取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の質問でありました。新小学校の開校に伴う開校準備委員会、協議状況と予算的なものという質問でありました。遊佐町立小学校新校開校準備委員会については、昨年7月に設置されて以来、3つの部会である総務部会、PTA部会、学校部会において協議を重ね、これまでそれぞれ5回開催していただいたところでありました。去る12月23日には第2回目の理事会を1月10日には第2回目の総会を開催していただき、各部会の進捗状況の報告及び共通理解、今後の方針について確認し、総会資料については、町のホームページにも掲載させていただいております。これまでの協議において新小学校の校名が決まらないとほかのことも決められないということが多くなってきたことや、小学校の統合について町民からもっと関心を持ってもらいたいとの意見も踏まえて、このたび新小学校の校名を募集することとなったようであります。校名の募集につきましては、2月14日発行の町の広報及びホームページに掲載するとともに、各地区まちづくりセンター等に校名応募用紙を置いていただき、ファクス、電子メール、郵送、持参等様々な方法で受け付けさせていただいております。また、町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校を通じて、親子などで応募していただけるよう、校名応募用紙を保護者宛てにも配布させていただいております。3月10日までの募集期間でございますので、ぜひ議員各位からも応募いただければありがたいと考えております。

開校準備委員会での協議の進捗状況については以上であります。今後の業務内容として、校名、校歌、校章、校旗の検討、校舎、駐車場、スクールバスの整備、見守り隊、放課後の居場所の確保、教育講演会、同窓会の検討、通学路、体育着の決定、PTA組織、規約の決定、各PTA事業の共有、交流活動の実施、学校行事、地域行事を含めた教育課程の決定、地域間の交流学习、統合後の空き校舎の利活用に向けた提言、5つの小学校の開校式など、協議事項は盛りだくさんとなっております。これらの事項の進捗状況や決定事項を随時、町の広報やホームページを通じて周知をしていきたいと考えております。詳しい中身については、教育委員会に質問していただければありがたいと考えております。

次に、開校に伴うおおよその予算規模の概要について申し上げます。学校の施設整備については、今なお開校準備委員会において協議中ということもありますが、第4期実施計画に基づく、令和2年度から4年度の3か年の統合新小学校としての整備に関する主な部分について説明をさせていただきます。ちなみに、それに先立ちまして山形市の仮設の小学校と言っている。仮設という、何という名前だっけ。

(「増設です」の声あり)

町長(時田博機君) 増設する小学校の施設を準備委員会で視察に行ったという話も伺っております。プラスルームでしたね、名前は。学校の施設整備については、今なお協議中ということはありませんが、令和2年度は校舎増築工事に関する地盤調査及び基本設計の費用として1,405万円、令和3年度が校舎増築工事の実施設計、駐車場等の用地買収及び造成、舗装の実施設計、エアコン増設工事の実施設計、スクールバスの購入費用として計5,042万5,000円、令和4年度が校舎増築工事、駐車場棟増設工事、エアコン増設工事及びスクールバス購入の費用として計2億9,972万5,000円、よってこれら3か年の合計が3億6,430万円となります。これに対する財源としては、今年度までの義務教育施設整備基金の積立額見込みが2億7,000万円、これには昨日補正予算で承認いただいた義務教育整備積立基金への積立ての5,000万円も

含められております。残りを国庫補助金や小学校債で賄う予定ではありますが、あくまで計画上の数字であり、今後の開校準備委員会の協議や、町の財政との兼ね合いの中で多少変わっていくものと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まず、パーキングエリアタウン構想について伺います。まずは町長もおっしゃっておいりました。もう令和8年度に全線開通するというところであります。それに合わせて、今計画をもうスタートするのだというふうな話をなされておいりました。先ほど私は、壇上でも言いました遊佐パーキングエリアタウン基本計画、これは平成28年の3月に出ておいりまして、そのときは酒田港から遊佐インターまでの供用に合わせてやるのだというふうな話をされておいりましたが、さきの私の質問の答弁のときは全線開通ということで、あのときは公表、発表なかったもので、お互いに、はて、いつになるものかというふうなことで、少しがっかりした部分がありました。まず、めどがついたということであります。このめどがついたということは、計画的に物事がやれることになったということであります。28年に基本計画が出た、その計画によると、その基本計画の策定を1年間でやる。おおよその計画は、この28年に出された基本計画とあまり変わりはないと思います。なので、ここを新たに現状に合った計画に作り替えるとか、若干の手直しはしていかなければいけないので、ここはそんなに時間はかからないのだと私は思っています。そうすると、この計画によると、基本設計が1年かかって、敷地造成に係る測量設計、地質調査に約半年ちょっと、土地買が1年ぐらいかかって基本設計をして、工事にかかる2年間で工事を終了してオープンにつなげるのだというような計画も出ております。それから逆算しますと、今の現状を合わせますと、令和8年度に開通となりますと、今年令和2年度なのでもう余裕がない。早速やらなければいけないということであります。これが令和15年なんていう話だったら、えっと言うのですが、思いのほか早かったということで、エンジンをもうフルスロットルにしながらやっていかなければいけないということではありますが、その辺はどのようにこれから対応していくのか伺います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

基本計画策定の際に、おおよそのこのくらいの年数がかかるのではないかとというふうなことで計画には記載をされております。私もそれを参考にしまして、おおよそあまり内容的には多分変わらないだろうというふうに思っております。いわゆる整備計画に着手をしてから、用地造成、建設が終了するまで、私はやっぱり6年くらいはかかるだろうというふうな見込みをしているところではございました。そういう意味では、令和2年度からもう早速着手する必要があるのかなというふうに思っておりますし、検討する組織、こういったものも設置する必要があるのだろうというふうに思っているところではございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは副町長もパーキングエリアタウンをインターチェンジのどちら、どこの、北側か西側か東側かという話がまず出たはずで。そのことについては、副町長がいろいろ各関係機関と協議したという話を聞いておいりますが、その辺はどうなっておるのですか。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 東側、西側というようなお話もございました。今現在の計画の中では、鳥海山の眺望がしっかりと生かせるようなエリアがいいのではないかと、そうした観点から考えると、東側が適切なのではないかとというような意見で伺ったというような記憶をしております。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずはその場所をちゃんと決めないと前に進まないという、ここが一丁目一番地なのです。そこを決めるのは、やはり各省庁との協議、県、国といろいろ協議しながら場所を選定して、そしてそこに至るアクセス道路をどうするのか。皆さんもご存じのとおり、米沢の道の駅は本来であれば直に入る道路を計画したのですが、いろんな部分、最終的には警察のほうからだめですよと言われたというふうな話でありましたが、現在見てみますと、あそこは下りて信号を左に曲がって道の駅をぐるっと回って入らなければいけない。非常にあそこで混雑するのだそうであります。今の制度としては、高速道路から直に道の駅にアクセスする道路というのが基本的になしというふうになっているのでありますので、そうすればいかに345、それから期待しているスーパー農道のパーキングエリアまでの延長ですが、それを踏まえた道路アクセスは、それこそ土地買も含めて、それを最初に決めておかないと、どういうふうなどの部分を土地買していくのか、どの程度土地買が必要なのか、道路も土地買しなければいけないのかというふうな基本的なことに関わります。なので、まずいろいろこれから協議する事項はいっぱいあるのですが、そこをまずはやっていかなければならない。なので、県、国、ここの協議も非常に大事なのだと思いますが、町のほうでもいろいろ、先ほど言ったようにある部署が高速道路から岩石採取から何から何まで一つの固まりでやっていて、マンパワーが足りない部分があって大変なのですけれども、その辺早急にどのようにするのか伺います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） パーキングエリアタウンを町で要望した当時、無料の高速道路にはそんなものは造らないと言ったのが国土交通省でありましたが、再三なる要望活動と、成功したと思うのですけれども、制度で無料の高速道路にもそういう附帯施設は認めるという形が国から示されたということは非常に大きな前進したのだと思います。ただ、経過において、ではどのように一体型を認めるのかどうなのかという具体的なものがまだ国では決まっていないという形で、なかなか今国土交通省の外郭団体をお願いしているわけですが、それらの手本となるような道の駅が1か所かな、三陸道にあるという話ですけれども、それ以外まだ示されていないという形の中で非常に苦労しておりますが、やっぱりマンパワーの不足というのは間違いないと思いますので、町としては今、新年度からパーキングエリアタウン計画推進室、いわゆる課内に室を設けて人を配置して、やっぱりそれ兼任もなるかもしれません。だけれども、そういう形でやっていかないと、まさに間に合わないという思いでありますので、令和2年度から推進室を立ち上げるという予定をしております。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 補足をさせていただきます。まさに議員おっしゃるとおり、場所あるいはインターチェンジからの接続方法、道の駅へのP A Tへの進入の方法、こういったことがまさしく焦点というふうになっておまして、この間国土交通省の酒田河川国道事務所、それから山形県、私たちと一緒に何回か勉強会をさせていただきまして、その勉強会の課題もまさしくそのことでもあります。現行制度で可能

な方法は何かというふうなことで頭を突き合わせての協議をさせていただいているということであり
ます。ですから、そういった内容につきまして整備計画に反映できるように頑張っていきたいというふう
に思っているところでございます。まだ具体的に申し上げることはできないということでもありますので、よ
ろしくお願いします。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） その辺のことは、まだ何も決まっていないということでもあります。なので、何に
も決まっていないので、これから頑張るしかないのだと思います。先ほどもうパーキングエリアの準備室
をつくるということです。まさしくそのとおりです。あそこで全て、よくやってここまで計画を出して
もらったというふうに思っています。なので、しっかりした準備室をつかって、しっかりした準備を整えて
ほしいとそんなふうに思います。

まず、基本計画によれば施設の規模がこのように示されております。駐車場を含め、ヘリポートを含め、
外構を含め2万5,635平米です。農家でいえば2町5反6畝です。これをあそこに町の財産はございませ
んので、全て買収になります。地権者もそれなりにいるのだと思います。地権者は、今か今かと待っている
方もおるかもしれませんが、であれば、それこそ一丁目一番地の施設の位置、それからアクセス道路を早
く決めないとその部分が進まない。進まないとなれば、いろんなことを後に考えても、これが進まない
と進まないで、早く、ここは早くしていただきたい。ただ、国土交通省の中には既存の道の駅に誘導す
るのだと、新直轄の道路では。それがまずは基本だろうというような意見もあることはあるのです。な
ので、変に、いや、やっぱりそうだねと言われて、今の道の駅鳥海に誘導する道路が先決ですよなんて言わ
れたら大変なことなので、既成事実をつかって、もうそれにできない計画をしっかり立てるべきだと私は
思っています。なので、これほどの面積を有する新道の駅です。なので、計画はしっかりと申しますが、
大胆に前に進めていかないと、間に合わないっておかしいですが、なのでてんこ盛りなのです、この道の
駅は。もうありったけのものを入れるということでもありますので、各省庁またぐわけです。農水省、国交
省、環境省から全ての。なので、その対応をするだけでも大変なのだと思えます。町長は、もう1年の
3分の1ぐらいは省庁を駆けめぐるぐらいの気持ちでやってほしいなと思えますが、どうでしょうか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は大きさ等の今議論ありましたけれども、どのようなものを整えるかというこ
とは、まだ今計画が整っていないので、予算がまだまだ措置してできないという状況であります。だけれ
ども、小学校一つ造るぐらいどころでなくて、庁舎よりもっと金がかかるであろうなと思えます。そう
なると、どうやったら国の補助金を持ってくるか。やっぱり私は山口県の周南市の道の駅、合併する前の
町村が造った道の駅に視察行ったことがあるのですけれども、5つぐらいの省庁の補助金を全部取り入れ
て道の駅を造っていた。総理の膝元の山口県は、物すごい政治力なものだというのは理解もしてきました。
やっぱり防災でいけば、当然ヘリポートも必要なのでしょうし、そしてやっぱり物産販売のところも必要
なのでしょうし、国交省、農水省、いろんな事業の補助を見つけ出して、交渉して持ってくるだけでもか
なりの労力、かなりのネットワーク必要だと思えます。やっぱりしっかり取り組んでいかなければなら
ないということと、もう一つはパーキングエリアタウンの基金1,000万円始めましたけれども、年度末の
決算を見通せば、もう積み増ししなければまずいだらうなという思いもしています。

それからもう一つ、山形県で実は前鶴岡市長とは制度のないうちは遊佐町長提案をしてよねという話していました。制度ができたなら、4コーナー回ったら、うちのほうがパーキングエリアは先に造るのだからもう堂々と公言されていたのですけれども、残念ながら新潟県の県境はまだ開通見通しがたっていない状況であります。遊佐のほうが先に造ることが可能であるということ考えたときにライバルが1つ追いついてこなかったということになりますので、しっかりと国、県等のやっぱり補助等についても、それらについてもアドバンテージが一つ増えたかなと思っているところであります。これ町単独ではなくて、やっぱり要望は町民の、それから酒田も含めた経済界、どんな庄内の最大の発信拠点をつくるかということも課題でありましょうし、事業を進めるに当たってはやっぱり国、県、大きな力を借りなければならないと思っています。それらとしっかりと順序立てて進めていくということ、それにはやっぱり手持ちの基金もある程度積んでいないと対応できないということになりますので、ますます厳しい財政運営が発生するかもしれませんが、それと町民の皆さんにご理解をお願いして進めるしかないかなと思っております。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今町長、最後に厳しい財政運営と本音が出ました。今、庁舎でしょう。それから先ほどの、後でお話ししますが、新校開校にも先ほど言った3億円、4億円近いほどのお金がかかってくる。そして、このパーキングエリアタウン構想、新庁舎ぐらいかかるというふうに私思っております。本当に大変であります。ただ、山形県がやまがた道の駅ビジョン2020というのを出して、今国で指定されている道の駅が山形県が18駅あるのですが、それを30駅ほどに増やしていきたいというふうな意向があります。それは、拠点となる要でもあります。情報発信、それから地域の活性化ということで、道の駅が非常にクローズアップされている中、それを増やして行って地域の元気を出していただきたいというふうな思惑が県にある。ただ、うちの場合は、新設ではなくて移動ですから、そこはうまく県との協議をしていただいて、このやまがた道の駅ビジョン2020年にのっとなって県からの支援を頂くと。県と町と一緒に国にお願いして、そういうようなタッグを組んでいかなければいけないので、まずは県としっかりやまがた道の駅ビジョンというものを基本にして、タッグを組んで頑張っていっていただきたいと、そんなふうに思っております。ただ、整備に当たっては農地の除外だとか、それから開発行為の必要だとかかなりあるのです。土地改良区と路線の水路のいろんなあって、これ1つずつやっていくのに本当に時間がかかるのです。まずは本当に早速やっていかないと間に合わないようなそんな計画ありますので、まずはしっかり準備室を立ち上げて、しっかりやってほしいというふうに思います。

次の質問に移ります。先ほど言ったように開校準備をしております。校名については、先ほど言ったように校名の応募については、まずは学校が統合するのだと、5年に。皆さん、知っておいてほしいというような意味合いも込めてやるわけなのですが、何か公募のあれが例を出して、それから選んでもいいですよなんていうような。総会の資料を見ると、やみくもにどのような名前がいいですよというよりは、ある程度の候補名を出して、そこから選ぶ方法もありきというような意見が多数であって、今のような応募パターンになったという話であります。応募パターンの内容が何か面白くないというか、ありきたりの名前だったので、何かもっとぱっとするようなものはないかなというふうに、ありました。ありました。新生遊佐小学校だとか遊佐小学校、湧水の里遊佐小学校とか遊佐鳥海小学校とかでございます。まず、どのような名前が出てくるかはお楽しみとして、まず名前は決めていただいて先に進むと、そのことに対し

ては問題ない。ここの部分は、私もう聞きません。まず、頑張っただけで応募して、いい校名をつけていただければありがたいと、そんなふうに思っています。ただ、先ほど言ったように、開校に関わる予算、それから準備です。ここが大変なのかなというふうに私は思っています。総会資料を見れば、先ほど町長も言ったように、校名、校章、それから校旗、いろんなところが山ほどあるのです。要はそれに関わる予算、それは義務教育基金のほうから出すと。あれは新しい学校を造ったときのメンテとかいろんな部分のために一応積んでおいた基金でございます。それをもう一挙にここに吐き出さなければいけないということになります。そうすると、残った小学校はもう小学校でなくなるので、その基金というのはもう使えないということになる、ただの箱になってしまうと。それはそれとして、準備委員会の中では空き校舎までの心配をここでしているのですよね。それも検討されているのですが、それはそれとしていいのですが、まずは開校に当たって、適正審で、まず令和5年に開校するという結果が出ました。私もその適正審のその場にちょっと傍聴行ったときありますが、統合しましょう、でも教室が足りません、ここも足りません、でも統合しましょうというふうになって、統合が来ました。では、統合に対してどれぐらいの予算がかかるのだろうかという部分は、その当時は金銭的なお話は一切出てきませんでした。これは必要だろうと、あれは必要だろう。これも、これも、これもという話は出ましたが、これに関わる予算はどのぐらいというのは一切出てこなかったと私は思っています。そうして、準備委員会やったとき、やっぱりこれぐらいお金はかかるのだというふうな話がありました。どういう施設の、何でもそうなのですが、計画をするときには、これ必要で、これ必要で、こうです。だから、これぐらい予算があるから、どうですかというのがセオリーであります。この学校統合に関しては、もう子供たちが少なくなるので統合しましょう。はい、統合しました。あれも必要、これも必要、これだけかかりますというような流れが普通の流れとは違っているのかなと私は思っています。本来であれば適正審の中でこのぐらいの規模にするのはこのぐらいの予算がかかる。だから、どうでしょうかというのが筋ではないかなというふうに私は思っておりました。今町長が言ったように、3億6,430万円ほどの今まで概算の予算はかかるのだと言っておりました。多分、プラスアルファになるのだと思います。なので、これぐらいの予算がかかります、皆さんと、5つの小学校を統合するにはという話が前段であって、統合しましょうという話であれば、統合する適正審の判断材料にも少しはなったのかなというふうに思っておりますが、その辺は出さなかった理由というのは何なのか、ちょっと分かればお伺いしたいと思います。どちらに聞けばいいのでしょうか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 簡単にお答えします。

金額、予算までは具体的には出ておりませんでしたけれども、教室が不足すると、そういう状況は把握した上で、令和5年ということで答申を頂いたと、そのように認識しております。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 私も校舎が足りないと言われたときに行って、適正審の皆さんと、遊佐小学校なかなか入るときがないのですが、ぐるっと回って、足りないのだというふうな話であります。やはり統合における、今は決まったので何だかんだ言いませんが、やはり予算手だてというのはしっかり示して、適正審に諮るべきだと私は思っておりました。どのぐらいかかるのかなと、ずっとこう、自分試算できないので、駐車場は……さっき言ったようにプラスルーム、増設教室と言いましたが、今はやはりプラスルー

ムと言うのだそうです。今スクールバスがUターンするところに、あの辺に増設するのだと。そうすると、駐車場が足りなくなる。駐車場が足りなくなるというと、今駐車場だけでも4,000平米、4反歩ほど用地取得をしなければいけないと。そうすると、消防署の拡張のとき、1反歩、あれ480万円ぐらい出したか、たしか。そのぐらいのお金がかかると。そこで150台分の台数は確保できるのだと。既存の71台を入れて221台分。すごい数だなと思いますが、エルパの駐車場が、あれ230台分です。あれが230台分。あれに匹敵する駐車場が必要ということになります。そうすると、ところが全員……父兄方のマックスを入れると400台ぐらいになるのだそうです。400台。405台という試算しておりますが、やると大体55%ぐらいの駐車場の確保になると。55%。ただこれ、これから小学校を統合した場合、住民運動会するのかもしれないのが、それも分かりませんが、運動会等はするのだと思います。運動会をすれば、それは家族以外、来賓とかいろんな人が来るわけで、今の二百二十数台分では到底足りないというような予想ができます。その辺も含めて、統合するときのやっぱりキャパとか、いろんな周辺のことを考えながら、やはりもう少し丁寧な説明は必要だったのかなというふうに思いますが、その辺どう考えているのでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答え申し上げます。

その前に、町長答弁におきまして3か年の合計額3億6,430万円と申し上げましたが、第4期実施計画においてスクールバスが整備の部分については別計画ということで分かれておりまして、合算する際に計算を間違えてしまいまして、もう2,300万円ほどで上乗せしておかなければならないということが判明しまして、合計いたしまして3億8,730万円という数字に訂正をお願いしたいと思います。

適正審におきまして、議論をすべき内容としましては、統合の在り方、それから時期、こういったものを諮問いたしました関係上、あくまでも児童生徒の人数等を、それから地域情勢いろいろ考慮しまして答申を頂いたということでございます。確かにその間に一定の予算的なものも議論といいますか、参考資料としてこちらから出せるものは出すべきものがあったのかもしれませんが、そういった議論はあまりしてこなかった。といいますのは、統合したときに教室が足りなくなっても、中で何とかできるのか、外にプラスルームとして造らなければならないのかということがまだ明確にはなっていないで、そこまでの議論を求めていたわけでもなかったということもございます。

それから、駐車場につきましても、児童数の世帯数の50%以上は確保をしたいということもございますけれども、例えば運動会、年間のうちに何日あるか分からない行事のために、日頃使わない駐車場を整備するのも本来であればちょっと財政面からすると効率的でないということでもあります。かといって、路上駐車等を推奨するわけにもいきませんので、そこら辺の駐車場の臨時的な調達、そういったことも今後やっぱり議論していかなければならないのかなと思っておる次第でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） スクールバス3台ほどが足りなくて用立てなければいけないという話も出ております。なので、やはりそういった予算的な部分を踏まえた中での適正審であれば、もっともっと議論が進んだのかなというふうに思っております。今さら決めたことに何だかんだというような話はございませんが、やはり新しい小学校を造るのだというふうになれば、足していくのではなくて、新しい小学校を建て

るというふうに、庁舎もそうなのですが、建てる前の計画はやはり予算を伴っての計画というのが普通でありますので、これからそのようなときにはやはり予算立ての話、規模の話をやっぱりもう少し丁寧に、前もって調べておいての中での資料提供が必要だったのかなというふうに、町サイドとしてです。適正審の皆さん方は、出された資料の中で検討してきた結果ですので、だから町サイドとしてはもう少し丁寧な資料の出し方は必要かなというふうに私は思っております。教育長は、その適正審にはオブザーバーという形でおるのですが、そのことについてどのようなお考えがあるか伺います。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 残り時間も少ないようですので、ちょっとずれる答弁もあろうかと思えますけれども、まず校名の話から入っていきます。私は、気持ち的には遊佐町立の遊佐町小学校ができるのだと、そういうことでGIGAスクール構想の話も出てきましたけれども、AIがどんどん進出してくる時代、子供たちは学んで、生きて、22世紀に持続可能な町として遊佐町をつないでいくという、そういう学習の場を今求めようとしているわけでありますので、何よりも子供たちが、保護者が、そして広く町民の皆さんがよりよい環境に整えていただいたのだなというふうに思っていただけのようなやっぱり中身にしなければならぬと思っております。もちろんそれはハード面はもちろんでございますけれども、最終的には教育の内容、そしてコミュニティスクールをいち早く推進しておりますので、地域一体となって子供たちに向かって指導する力の中心は学校の先生方でございますので、その力も含めて教育課程の中身はもちろんでございますけれども、含めて、いい環境、よりよい環境を整えていただいたなと、そういう学校にしていくのが我々の今の責務だと思っておりますので、そのためには当然県教委等のご理解もいただいておりますし、統合に向けては今から県のほうでもいろいろ、この辺はどうなっているのだ、人事配置も含めてご意見等も調整しておりますので、加配の教員を頂くとか、いろんな形で力を頂けるところの力を借りながら、今予算面でもとございましたけれども、決まったことですので、よりよいものに前向きに進めていただきたいという声だとお聞きしましたので、その声をバックに、さらに準備委員会で進めていただいて、やはり遅くとも年度内には一定の方向性を出して、仕事が始まっていきますので、進めていきたいと思っております。なお、教育課程の中身とかPTAの組織等は、あるものはぎりぎりまでいいわけですので、その辺は今早く決めて動き出さなければいけないものと、ぎりぎりまで検討して、よりよいものに詰めていくと、そういうものを分析しながら、後手にならないように準備委員会で進めていただきますようお願いしていききたいと思います。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 遊佐は、伝統文化が非常に積み重なっておりますので、各小学校に地域に根差しておりますので、その辺を含め継承できるような、そんな学校にしてほしいと願ひまして、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 第534回定例会一般質問に登壇させていただきますことを心から感謝を申し上げます。壇上ではありませんけれども、今年度卒園、また卒業を迎えられたお子様たち、ここからでありますけれども、工一ルを送りたいと思います。おめでとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は2つありますので、よろしくお願いたします。

初めに、我が町は鳥海山の恵みを水源とし、古くは中世以来、月光菩薩に由来し月光の名称がつけられた月光川が流れています。支流に洗沢川や高瀬川、牛渡川が流れ、河口で吹浦川と名を変えて日本海に注がれています。遊佐町のほとんどを流域として、町の産業を支え文化を営んできました。しかし、慶長年間1596年頃はまだ中流域の流路が一定していなく、上野沢、吉出、大楯、八日町各村は荒廃していたと資料に記されております。

さて、今の時代を見てみましょう。時期になると、サケが産卵のために遡上するサケ川であり、湧水を利用したサケの人工孵化事業も明治時代から現在に至るまで続いております。上流には昭和53年洪水調整と防災を目的として、有効貯水量167万トンの月光川ダムが建設されました。現在まで川の氾濫を抑え、町全体と町民の命と財産を守っていることはご承知のことと思います。一昨年を振り返りますと、非常に雨の降る量が増え、日本全国で豪雨による水の災害が多い年ではなかったでしょうか。崩壊することがないと言われた1級河川の堤防が崩れ、家や人をのみ込んだ災害の映像が今でも脳裏に焼きついております。そして、それは他人事ではなく、今までの経験を生かした防災が常識では通用しなくなってきたと私たちに投げかけた出来事でもありました。今年は異常とも言えるほど雪の降るのが遅く、降っても積もらないと、長い歴史の中でも類を見ない異常気象ではないでしょうか。国は、2019年防災をはじめとした国土強靱計画を制定し、今後の対策を始めました。我が町でも昨年以上の想像を超える雨量の雨が降ったときの対策を含め、また津波や火山泥流などの災害を改めて考えていかなければならないときではないでしょうか。吹浦川河口と旧吹浦漁港付近を見ますと、昨年大雨によりかなりの土砂の堆積が目立ちます。堆積が積もることで、津波などが起きたときにはかさ増しになって津波が川を逆流し、甚大な被害が出るのが想像できます。これからの雨の多い時期に入る前に、堆積の排除など、その対策を打ち出さなければと思いますが、町長のお考えを伺います。

次に、今年に入り新型コロナウイルスが世界中に広がり甚大な災害が出ております。入港拒否や出国禁止などの措置が取られ、我が国も対処に追われ、各企業の工場での生産中止で経営の悪化や全国的に観光産業にも大きな打撃を受けています。我が町の観光にも影響がないとも言えない大変心配な状況ではないでしょうか。改めて町の観光施設を確認してみますと、海側には遊楽里、ふらっと、あぼん西浜、とりみ亭、西浜コテージ、そして少し上がってサンセット十六羅漢、ゆうぽっと、さんゆう、しらい自然館、大平山荘と10施設からの観光施設があります。中でも一番古い施設が大平山荘で、1974年建設、今から46年

前に建てられたこととなります。あぼん西浜が1987年で33年、遊楽里が1998年で今年で22年たつこととなります。昨年度の行政報告書の中で観光部門の整備事業を確認しますと、この10施設のみで4,291万4,454円の修繕費が町民の皆さんの税金からの支出がありました。中でも2018年から2020年、現在までの3年間で遊楽里は2,760万7,000円、あぼん西浜は1,464万4,000円、大平山荘は1,083万5,000円とかなりの修繕費がかかっております。施設の劣化が進む中でほかにもこの施設からの指定管理委託料として毎年2,400万円からの支出がされ、合わせて年間6,690万円ほどの支出があります。また、観光施設も前年度に比べ売上げが上回ることは難しい状況かと思われま。令和8年には日沿道が小砂川までの区間開通との発表がありました。開通により、また新たな遊佐町の発展が望まれることは大変喜ばしいことではあります。今後新しくパーキングエリアタウンの計画も合わせて支出が増えることで、毎年このような金額が予算と補正に上がることになるのか、町民としてはとても気になるところです。人口減少の中、財政確保が難しいときに突発的に起こる修繕費対策はどうなっているのか、今後の修繕計画を伺います。

また、我が町には小山崎遺跡をはじめ旧青山本邸、アマハゲ、丸池様などの観光地などもたくさんあります。我が町の地域振興を図る上で観光産業は欠かせない要素であります。施設の稼働率を上げるためにも委託管理者と観光協会や、そして行政、そして我々町民が一丸となって取り組む必要があると思われま。今後の町として対策を伺い、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、2番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

質問の要旨は、月光川ダムの役割、月光川の河川堆積問題と観光施設の計画的な管理運営をというお話でありました。答弁に入ります前に、連日の新型コロナウイルス感染のニュースで、日本、世界中で拡大が一向に終息に向かっていない情報の中で、日本経済、地域経済のマイナスの影響を大変心配しております。まず、遊佐町として何ができるかを真剣に検討、努力してまいりたいと考えております。

さて、近年全国的に東日本大震災をはじめとする地震、津波、洪水、土砂災害、台風など様々な大規模災害が発生しております。昨年一年を振り返っても、6月の山形県沖地震、8月の九州北部豪雨、9月の台風15号、10月の台風19号と過去最強、観測史上最大、想定外といった規模を持つ災害により、甚大な被害をもたらされております。

さて、東日本大震災や台風による大規模災害の多発により、国や県、市町村においても国土強靱化計画を策定しております。国土強靱化計画につきましては、平成25年11月に策定された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国や県、市町村が策定するものであります。基本理念としては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧、復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要とされております。町の地域防災計画については、発災後の事項について主眼を置いておりますが、国土強靱化計画につきましては発災前の事項について主眼を置いております。また、リスクシナリオを、最悪の事態を回避するための施策を設定することも特徴となっております。予算の優遇措置についても、令和元年度は一定程度配慮する方針となっております。また、令和2年度以降については、計画の策定や国土強靱化の取組を一層促進するために、予算の重点配分や優先採択等が検討されており、令和3年度には強靱化計画に基づき実施される取組または明記された事業であることを交付要件とする要件化まで検討されているとのことでありま

す。国土強靱化計画の策定に当たっては、防災計画や総合計画との調整を図る必要もあることから、策定に向け準備を進めております。

月光川河口の砂の堆積についてでございますが、西浜橋より下流は県管理の吹浦漁港区域となっております。県では、直近で平成21年度に町内の鮭漁業生産組合等からの要望により、サケ遡上への影響を考え、吹浦漁港区域北側河床のしゅんせつをした経緯があります。サケの遡上時期は、10月から1月、稚魚の放流は3月第1週までと比較的水位が高い時期でもあり、平成21年度以降は町内での鮭漁業生産組合から河床のしゅんせつの要望は出ておりませんし、しゅんせつも行っておりません。また、サケ遡上については河口の水深が浅いところには警戒して近寄らず、増水した日を見計らって遡上するようで、これまで西浜橋付近に大量に滞留しているという情報は見られません。サケの遡上に明らかな支障と見られるようであれば、県にその状況を確認していただき、河床のしゅんせつについて要望をしていきたいと考えております。あわせて、月光川ダムや吹浦河口付近に土砂が堆積されると、河川の流れが阻害される要因となることから、台風や集中豪雨、津波などによる逆流など、洪水や堤防決壊などの大規模災害の発生につながりかねないことなどから、管理者である県に対しまして、さきに申し上げた国の国土強靱化に関連した事業と併せて要望を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、観光施設の計画的な管理の質問にお答えします。観光事業において、観光客を滞在させるための手段として、宿泊、保養、物販、体験等に利用できる施設は町にとってなくてはならないものであります。一方で、観光客の志向や周辺環境は社会情勢とともに変化し、施設も年月の経過とともに老朽化をしております。町では、平成26年3月に戦略的観光施設整備計画を策定し、観光施設の中長期的な整備、再編方針に取り組んで検討しています。これまでおおむねその指針に沿った形で振興計画に位置づけ整備を進めていますが、ご指摘のとおり経年による老朽化が激しくなっており、設備の突発的な故障が増えております。特に遊楽里やあぼん西浜等の海沿いの鳥海ふれあいの里エリアについては、海から吹きつける潮風の影響もあり、建物外観だけでなく、エアコンの室外機やクーリングタワー等、屋外設備のさびや老朽化が著しいものになってきております。また、外部のみならず、経年劣化による配電盤やポンプ等の設備の故障も目立ってきております。昨年6月の大平山荘の火災も、老朽化した分電盤に負荷がかかったことが原因で発生しております。営業施設であることから、こうした突発的な故障対応を優先するために当初予算で計上した整備、改修を繰り延べせざるを得ない状況が多々生じていることも事実であります。また、近年は団体旅行から個人旅行に旅行形態がシフトしていること、インバウンドによる外国人旅行者の増加やビジネス利用を含む個人旅行客の増加により、宿泊室の個室化、少人数化やトイレの洋式化等の課題が顕著になってきております。各施設や設計業者等関係者と協議しながら、今後進めるパーキングエリアタウン整備計画との調整を図りながら、改めて財政的な面も含めて整備方針を検討していく必要があると考えております。

一方で、施設維持管理に関する全てのことを業者任せにするのではなく、従業員による可能な範囲での日常的な点検、整備に努めることが設備の長期的な維持と経費の節減につながっていくと考えております。全国的にも宿泊施設で働き方改革の影響もあると思いますが、休業日、休館日を増やすところも出てまいりました。単に従業員の休みに充てるだけでなく、空いた時間を利用して従業員の研修や営業、施設の整備に時間を充てるというところ です。総合交流促進施設株式会社も、従業員数の確保が厳しい中、経費削

減に努めやりくりをしていただいておりますが、様々な形での工夫の余地はあろうかと考えております。那須議員のおっしゃるとおり、町内には観光施設のみならず魅力的な自然、文化素材が多くありますが、ただどうやって生かそうかという点においては、まだ小山崎遺跡に関してはこれから国の指定を受けるという状況でありますので、その中での保存活用計画をしっかりと作りながら進めていくものであろうと考えております。また、遊佐町だけでなく、それらを結びつけて旅行商品化するのは、季節や天候にも左右される中ではなかなか難しい状況かと思っておりますので、町内だけでなく、環鳥海自治体や県を含めた庄内管内自治体などの関係機関、団体と十分な広域連携の下、観光協会の力添えも頂いて、観光振興を進めていく必要があると考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今町長のほうからいろいろとご説明がありました。私が言いたいのは、要請があつてやるのではなくて、その予防という形のお話でありまして、やはり要請があつてから行うのではなくて、要請があるというのはすぐできればすぐできるのですけれども、やはり要請があつてからでは遅いのでという話をこれからさせていただきたいと思っております。

月光川について、古い資料を調べますと、明治27年、そして大正15年、昭和22年、30年、33年と水害が起きております。こちらは、月光川史にも載っております。33年の災害は、それぞれ大きな災害と当時の広報ゆざにも記されておりました。当時、町では災害を早く解消したいと、昭和21年から月光川改修という大工事が数十年かけて行われております。内容を見ても、月光川は古くから暴れ川であったようですが、この当時、昭和30年当時の遊佐町への豪雨災害がどのくらいの規模であったのかを改めて伺いたいと思っております。課長、よろしくお願ひします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

昭和30年当時の遊佐町での豪雨水害というご質問でございました。30年ということで、今から六十数年前の災害ということでございまして、詳細な災害状況については少し分かりかねますけれども、月光川水害予防組合で発行しております月光川史にその豪雨水害の状況が記されてございます。その内容についてでございますけれども、豪雨災害の発生は昭和30年6月25日に発生してございます。また、発生場所につきましては、大字吉出字一口下ということで、現旭ヶ丘住宅の下流30メートルにおいて100メートルにわたり堤防が決壊したというふうに記されてございます。また、被害状況でございますけれども、水田30町歩余り流出、埋没、冠水。家屋につきましては、浸水十数戸があり、被害は甚大。また、救済人夫につきましては五千六百有余人。復興費につきましては、その当時の金額で750万円という形で記録が残っているようでございます。復興費が当時の750万円ということでございますので、かなりの相当の被害があったことが想定されるものでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今改めて課長のほうからちょっと答弁を頂きました。説明がありましたが、100メートルから堤防の決壊と、当時の復興費で750万円という形でありますけれども、少し私も調べてみまし

た。当時のお金の価値観がどのくらいのものかということ、当時は100万円くらいあれば、一軒建て、二階建ての家が建ったということですので、今は大体2,000万円くらいの価値があるのかなというところで、当時のお金で1億5,000万くらいという大規模な水害であったことは間違いないと思います。その長年の改修工事が終わりました、区切りのついた昭和53年には上流、三ノ俣地区に月光川ダムが建設されております。このダムは、洪水用治水ダムとして建設されておりますが、この治水ダムとはどういった機能を持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

月光川ダム、月光川の最上流部に位置する施設でございますけれども、ダムにつきましては山形県の管理ということになってございます。月光川ダムにつきましては、治水のみを目的とします治水ダムとして昭和47年から昭和53年まで7か年要しましてダムのほうの完成を見ております。また、ダムの形式でございますけれども、コンクリート部とロックフィル、いわゆる石を積み重ねるわけですが、複合ダムというタイプになってございます。ダムの高さにつきましては48.0メートル、そして堤長長さ、上場の幅の長さになりますけれども、延長が205.0メートルというダムの構造となっております。ダムの洪水調整方法、昨年19号等で緊急放流等ということであちこちのダム緊急放流しましたけれども、月光川ダムにつきましては放流口から自然放流するダムのため、調整するためのゲートにつきましては設置されてございません。洪水の仕組みでございますけれども、流入する計画貯水量470トンと自然放流する370トン、その差100トンでありますけれども、100トンにつきましてはダムに貯留する方式となっております。緊急放流や事前放流することはないということでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今改めて課長のほうから伺いましたけれども、私も少し勉強不足で、治水ダムというダムの構造を分かっていなくて、月光川ダムは放流するタイプのダムかなという形でちょっと調べてみたら、治水ダムということが分かりました。この機能としては、調べたのですけれども、3階建ての建物があるとして、窓がついていない状態、通常は1階の窓からそのダムの中に入った水が流れている状態なのですけれども、雨の量やダムにためる水に対して2階の窓からだんだん出てくるタイプ、そしてまた水かさが増えると3階の窓から出てくる感じ。そして、3階の窓までいっぱいになると、一番上の屋上から水が流れてくると、そういう形のダムの認識でよろしいのか。また、今までダムの一番上から水が流れたことがあるのか、その辺のところを課長に伺います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

ただいまの月光川ダムでございますけれども、通常はダムの中ほどに2つの窓ございます。その窓のところから通常は越流した水量について月光川のほうに流れるということになります。大雨なりますと、一番上、上部のほうに窓が3つほどございます。その窓からあふれ出るということになりますけれども、これまでダムが建設されてから今までにつきましては、この上部の窓からは越流したことはないというふうにお聞きしてございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） まだ今までかつて上の窓まで達したことはないというお話でした。今までは幸いという形で考えさせていただきませうけれども、今後大きな水害や、また雨などによって145ミリ以上を超えるような大きな雨が続きとそういった可能性もあるので、そういった形で造っているのかなという私の認識でございます。

話を戻しますが、少し河口に目を移しますと、先ほど町長からも答弁ありました。漁協が管理しているところと県が管理しているところ、月光川の河口、旧吹浦漁港の近くにありますが、その西浜橋、どの辺が海と川の境になるのか。私のほうでちょっと分からなかったのでお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） それぞれの管理区分というご質問でございました。月光川、吹浦漁港、海ということで河口のほう、下流にございますけれども、それぞれ管理境界区分が定められてございます。まず、月光川の管理協会でございますけれども、月光川河口に架設されております西浜橋、橋までが河川区域という形で管理されてございます。また、漁港区域につきましては、西浜橋の下流より旧吹浦漁港を含めまして、北は十六羅漢付近、南側につきましてはふらっと前から入る道路ありますけれども、浜に入る道路ありますけれども、海岸に至る道路付近までが漁港区域となっております。海岸区域につきましては、十里塚海岸、そして比子海岸を含めまして漁協区域の沖合という形になってきます。管理につきましては、月光川をはじめとします町内を流れる2級河川、そして漁港、海岸全てにおきまして山形県の管理となっております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今説明がありました。川と海と両方とも県の管理管轄であるというお話がありましたが、国と県に分かれていますと、要望の例えば手続も異なりますので大変かなと思ったところで確認をさせていただいたところであります。

さて、吹浦旧漁協付近にはキャンプ場をはじめコテージなどがあり、観光地としても多くの方よりご利用いただいております。また、上流には小山崎遺跡をはじめ、丸池様、サケのふ化場などもあり、古くから、先ほど申しましたけれども、人々の生活を支えてきたことは間違いはありません。やはり私も吹浦に住んでおりますけれども、河口、また川をよく見ることがあるのですけれども、左岸の内側はかなりやはり多くの土砂の堆積が目立ちます。7号線橋架線の下から河口まで、二見岩近くまでの堆積が多くなっております。また、晴れた日には東北泉近くの牛渡、洗沢川の橋の上から見ると、やはり先ほどサケの遡上のお話になりましたけれども、川幅が3分の2くらいは堆積で埋まっているような形になっております。そして、昨年9月に私も吹浦のまちづくりセンターのほうで津波対策のワークショップがありました。その際に東日本大震災被害に遭われた仙台の宮城野区福住町の方が助言者としてお越しいただいたときのお話になります。福住町の地域は、海岸から5キロほど離れている内陸部にあるが、津波が川を遡上し、崩壊した家屋が押し流されてきたとの話がありました。改めて川から5キロ地点上流を見ますと、5キロ地点は落伏、升川、南目地区辺りまで想定されます。また、土砂堆積の沈澱により川床が上がり、通常の津波が押し寄せた場合、かさ増しになって想定より水面が高くなり押し寄せる規模が伸びる危険性やお

それがあると思います。月光川ダム内部の堆積も含め、河口の堆積の排除を要請する場合、その管轄は多分県になると思えますけれども、その要請の必要があると思えますが、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

月光川の河口付近の堆積、そして月光川ダムの堆積状況というご質問でございました。月光川河口の砂の堆積につきましては、先ほど町長答弁にもありましたとおり、直近で平成21年にしゅんせつをしているということでございました。状態を見ますと、内側、月光川の河口の左岸側、水長となりますけれども、堆積している状況が見受けられます。今後もサケ等の遡上に影響がないように、そして津波等でかさ増しになるということも考えられますので、引き続き状況を確認しながら、県のほうにしゅんせつ要望をさせていただきたいというふうに思っております。

また、月光川ダムにつきましてでございますけれども、ダムの総貯水量につきましては貯水洪水調節容量と堆砂、砂のたまる量を合わせた利用量で178万立方ということになっているようでございます。178万立方。その内訳でございますけれども、ダム建設時に計画された堆砂容量の上限の11万立米、砂11万立米、そして洪水調節容量の167万立米が178万立米の内訳ということになっているようでございます。平成28年時の堆砂、砂のたまっている量ですけれども、10.6万立米ということで、約96%、許容値の96%が砂がたまっているという状況にあると県のほうからお聞きしてございます。また、ダムの堆砂対策としましては、湛水地内に流入する土砂を抑制するため、平成24年度からダム上流部へ貯砂ダムを設置する事業に着手してございます。ナカノコマイ川のほうに設置されている工事でございます。現在、工事につきましては工事用道路完成しておりまして、令和2年度から工事着手に向けて予算を要求しているというふうにお聞きしてございます。今後におきましても、湛水地内の堆砂の撤去工事を継続して、洪水調節容量の確保を図っていきたいというふうにおっしゃってございました。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうから対策を要望してきたいというお話がありましたので、ぜひ至急をお願いをしたいと思います。

また、今年は雪がほとんどなく、今年の天気予報でも昨年並みの異常気象という、そしてまた豪雨が予想されるということでしたので、もし昨年以上の豪雨があり雨量が増えた場合、町内でも下水路のみ込みが悪いところがあります。そこなど下水路については吹浦地区と遊佐町の下タノ川に2か所、都市下水路排水が整備されておると思いますが、どのような内容かお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 都市下水路の設置状況ということでございました。まず初めに、今年度で事業完了いたします公共下水道につきましては、污水管として整備しておりますが、本来公共下水道につきましては污水管と雨水管を整備して初めて公共下水道というふうに言われております。公共下水道に早くから着手したところでは、一つの管に污水と雨水を流入させる、一緒に流入させる、いわゆる合流式で整備されております。合流式の場合、処理をする必要のない雨水まで処理場に流入し処理をしなければな

らないことなど不効率であること、また大量に雨水が処理場へ流入したときは処理が追いつかないことから、そのまま河川へ放流しなければならないことなど、環境への悪化が懸念されたことから、現在は全て汚水と雨水を分けて処理する方法として分流式が採用されてございます。都市下水路につきましては、公共下水道事業の導入前に浸水対策として雨水管を先行し整備されたものを都市下水路と言います。遊佐町には吹浦の都市下水路と遊佐の下タノ川を整備した2か所の都市下水路がございまして、施設の概要でございますけれども、吹浦都市下水路につきましては昭和53年度から58年度まで6か年を要し整備をされてございます。延長につきましては1,301メートル、断面、ボックスカルバートが入っています。道路下にボックスカルバートが入っていますけれども、最上流部で1メートル、1メートルのボックスカルバートが入っています。一番最下流で2,600の1,500のボックスカルバートが入ってございます。集水面積につきましては89ヘクタールとなっておりまして、流末は月光川の河口ということになってございます。また、遊佐の都市下水路、下タノ川になりますけれども、整備年が昭和58年度から昭和61年度の4か年を要しまして整備されております。延長につきましては1,148メートルで、区間につきましては六日町の深山神社ありますけれども、深山神社のところから遊佐高校のグラウンド前まで、いわゆる下タノ川になりますけれども、下タノ川を整備したものでございます。断面につきましては、最上流部が1メートルの800、最下流、深山神社のところでは3,200の1,000という断面になってございます。こちらのほうの集水面積につきましては35ヘクタールとなっておりまして、流末は月光川に注いでおります。降雨確率年につきましては、設計の段階で下水道設計指針のほうで5年から10年に設定してくださいというふうに指針のほうにうたわれておりますので、都市下水路につきましては7年確率で設計のほうをさせていただいております。また、降雨強度につきましては、それぞれ49.7ミリで施設のほう設計をさせていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきました都市下水路ですけれども、実は私も昭和58年、この都市下水路ができる前、7月の遊佐町を襲った集中豪雨で、私の自宅もこの下タノ川地域にありましたので、十日町というところでしたが、自宅の浸水を体験しております。この都市下水路ができてからは、その後浸水ということはなくなりましたが、今新庁舎建設でこの浸水という話も4番の佐藤光保議員からも一般質問で前回出ていたようにも思われましたが、前よりは浸水がなくなったと。ただ、ここからがちょっと問題なのですけれども、吹浦地区の整備を見ても、ちょうど旧漁協の下、7号線の下から都市下水路の出口が港のほうに出ています。私、時間ありましたとき、行ってのぞいてみますと、川の堆積が中までやはり入り込んでおりました。また、水路が埋まるおそれがあるので、そのほか津波などの川の水面が上昇した場合、逆流を防ぐために、吹浦の場合は水門がついておまして、この水門をあけ閉めして調整することになると思うのですが、その際にですけれども、町内にたまった水が行き場を失います。そして、前回もありましたが、低い農協前辺りから道路が浸水するおそれがあると思います。その対応を伺います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

吹浦、元町地区の雨水排水を目的に建設されました吹浦都市下水路でございますけれども、排水に関し

ましてはポンプによる強制排水の設備は設置がされてございません。自然流下によります上流から下流、いわゆるはけ口、水門まで流し込みまして、月光川河口へ放流する、自然流下で流し込む仕組みとなっております。大雨によります洪水の際につきましては、排水量が増しますと同時に河川の水位が当然上昇してきますので、都市下水路へ逆流し雨水があふれ出すため、放流先である水門の開閉操作による排水の調整が重要となってきます。大雨等の緊急時の水門の操作につきましては、吹浦地域住民である元町の集落区長、そして地区消防団により構成されております吹浦都市下水路水門操作協力会のほうに協力を依頼いたしまして対応をしていただいているところがございます。この協力会は、年に1回、定期的に総会を開催しております、町の担当職員も含め情報交換等行っております。また同時に、現地調査、現地踏査を行いまして、危険箇所の確認や水門の操作等の訓練も行っております。災害時に備えた意識の高揚を併せて図っているというような状況でございます。河口への堆積についてでございますけれども、河川や漁港内であれば管理者であります山形県へしゅんせつの要望をすることになりますが、都市下水路の管内につきましては随時状況を確認いたしまして、必要に応じてこれまでもしゅんせつの作業を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今ご説明がありました、吹浦地区に関しましては水門の設置がなされておりますけれども、遊佐地区にはまだ設置はなされていないということであります。ただ、吹浦地区の場合は地形を見てみますと、やはり津波が一番早い。そして、町並み見えていますと周りが扇状になっておりまして、上で降った雨がやはり駅近くに集中して集まってくる、こういった地形でありますので、課長にお聞きしますが、津波の際に門を閉じた場合、ポンプで掃き出しは必要あるかないか、お聞きします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

先ほど時間雨量49.7ミリと、設計量ですけれども、それ以上の雨が降れば、施設が追いつかないと、あふれ出すということが想定されます。近年ですと、ゲリラ豪雨ということで平気に100ミリを超えるような雨降ってきますので、そのような災害規模の雨が降れば施設が追いつかないということになります。ただ、水門を閉めた場合、市街地からの雨水が当然逆流して、市街地のほうへあふれ出すということになりますので、その際につきましては旧漁港の南側になります一角、ポンプ場を設置するのか、またはスペースがなければ緊急応急的に水中ポンプを数台突っ込みまして強制的に排除するのか、その辺も加えて、これから検討する必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からもお話がありました、ポンプ設備が私としての解釈としては必要であるというふうな取り方をさせていただきたいと思っております。また、遊佐町のほうの月光川に流れているところは、まだ水門もなく、整備はされていますが、同じくやはり月光川からの大雨が来た場合には、そういったところも逆流するおそれがありますので、やはり強制ポンプの施設の設置なども考えていただいて、今後工事に入るときはやはりそういったところも考えていただいて、町民の命を守るということが一番に

取っていただきたいなと思っております。地域生活課は、これにて質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは続きまして、先ほど観光のほうお話がありました。時間が迫ってまいりましたので、少し早足でお伺いしますが、施設の中には年間を通して利用できるもの、また冬期間は閉鎖する施設、年間を通してなかなか利用数が増えない施設と課題が残ると思います。中でも短期的課題のある施設、例えば遊楽里、大平山荘、あぼん西浜、しらい自然館、さんゆう、この施設に関して、今後5年間概算でいいのでありますけれども、どのくらいの修繕費が予想されるのかお伺いします。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

振興計画第4次実施計画におきまして、企画課で管理しております観光施設の事業費につきまして、令和2年度から4年度の3年間で約7,300万円ほど予定をしているところであります。年平均すると2,400万円。他の施設も若干入っておりますけれども、おおよそこのような数字で推移するのではないかとというふうに考えているところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今お答えをいただきまして、4年間で7,300万円、年間約2,400万円というお話がありました。先ほど高橋冠治議員からもお話がありましたけれども、パーキングエリアタウン構想含め、また新しい小学校の建設も含め、やはりいろいろと我が町はお金がかかっていくのではないかと。多分これは、これから先、4年、5年間の間に集中してかかっていくお金ではないかなというふうな形で、私も今回この質問の中で見させていただきました。規約状況を見ると、施設修繕費の負担区分について、維持補修費の負担について、これは総合交流促進施設株式会社さんとの取決めの中で、割当て負担がありまして、10万円以上は町の負担、そして10万円以下は運営側の負担という形にありますが、先ほども言いましたけれども、遊楽里建設から20年以上もたっております。当時の設備機器の値段、または物価、それから工事費合わせまして全て多分上がっているのかなと私は感じました。それで、この10万円という基準は、当時多分そんなに大きくは考えていなかったのかなというふうに私は取ったわけでありまして、こういった基準をもってこのような金額を設定したのかお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをします。

具体的ないわゆる基準というのは特段記録に残っておりませんが、言ってみれば通常の使用において償却をする、消耗する、そういった程度を見込んでいるというふうに考えてございます。具体的に言えば、照明器具の交換であったり、あるいは電球等の交換、床やカーペット、建具類、こういったものの補修、こういったものが考えられるというふうに思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 私もやはりいろいろと、例えば建物、私の家もそうなのですが、建物見る場合なのですが、例えば1万円以上は町で修理してくれます。1万円以下は自分で払ってくださいと言われれば、やはり1万円以上の品物を購入したいなというふうな形で私的には思います。やはり工事の中でも10万円という基準は、今大きな例えばエアコン1台にしても、宿泊設備の部屋のエアコンを交換

するにしても、やはり安くても10万円以上、工事費を含めれば15万円くらいはなると思います。そして、一般補正でもありましたけれども、駅のやつで、エアコンでさえ50万円はします。そういったところで、来年度3月で指定管理の期間が5年間ということで、来年度多分また引継ぎの契約が行われるということでもありますけれども、そういった中でのこの最低金額の見直しの要綱は考えているのかどうかお聞きします。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今現在、検討はしていないわけですが、当然指定管理の切替えをするというふうなときになれば、管理者と十分な協議を行うというふうに思っておりますので、そういった際に協議をさせていただくというふうなことで考えてございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 一応考えているということのお話ではございました。多分管理しているほう側からしてみても、やはり物を壊したくて壊れたわけではないと思います。そこで、一つの要望といたしまして、やはりそういった形で壊れてから直すというのはなかなか大きなお金がかかります。それよりはある程度点検をしながら、調整をしながら、少しずつ少しずつ直して、予算の中でも日赤バスの買換えをやめて、直して使うという節約の心が出てきましたので、やはりそういったところも含めて管理している皆さんもそういった心を持って、やはり自分のお金ではないという感覚ではちょっと私のほうでも困りますので、やはりそういったところも考えていただいて、今後やっていただければなと思っております。やはりそういったところをしっかりと検査する調査委員会なり、そういったものを設置してみたいかでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

そういった観光施設の大規模な改修整備につきましては、振興審議会で説明をし、審議を経て、振興計画に位置づけて予算化を図っているというふうなことでございます。指定管理者においても、善良な立場で管理をするというふうな規程も設けているところでございます。現時点で調査委員会などの体制を取るというふうなことは考えていないところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 最後の質問になるかと思いますが、調査委員会の検討は考えていないということではありますけれども、やはり先ほども申しましたが、高速パーキングエリアタウン構想、そして学校、庁舎、お金はかかります。これを行き当たりばったりでお金を出してけば、やはり予算も足りなくなってきた、債務が増えてくると思いますので、やはりそういったところも踏まえて、計画をしっかり持ってやっていただければいいかなと思っております。そんなところ、町長、答弁あるようでしたらよろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 観光設備のいわゆる更新等について、大変な毎年お金を計上しているわけですが、実は私の就任する前は入湯税という温泉に入っただけで税金、それについては全て一般財源化

しておりましたけれども、私が就任して以来は入湯税は観光施設整備基金に全額を繰り入れる、このルールをしっかりと保ってきて、年間1,300万円ぐらいかな。およそ1,300万円ぐらいのいわゆる入湯税、お客さんから負担していただいたお金は、しっかりとそれらの目的税でありますので、観光目的の設備等の方針等にしっかりと使わせていただいております。私の立場から見れば、やっぱりいづるをどうやって増やすかということも考えながら、そして基金についてもしっかりと積むものは一定のルールの下に積むということをしておりますので、そんな今財政的にうちの町はいいから大丈夫だというやり方はやってきておりません。しっかりと基金を積む。目的税でありますので、それらを活用するという形で進めさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私からも少し答弁をさせていただきたいというふうに思います。

日頃の点検をしっかりと行って、計画的に修繕を行っていくこと、それが経費節減にもつながっていくのだということでご提言を頂いたところでありますけれども、全くそのとおりでありまして、もう行政サイドのほうと施設の指定管理を請け負っている側とで定期的に一定の情報交換を行いながら、その辺を進めさせていただいて、必要が生じた場合については現地をしっかりと確認をしながら行っていくということを行わせていただいております。調査委員会という形は、名前のは設けてはおりませんが、そういう形で定期的に確認をしながら、計画的に整備をしていく。だけれども、どうしても施設が古くなってきている関係で、突発的に営繕の必要が出てくるような状況も出てきているというような状況にありますことをご理解いただければと思います。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今町長と副町長からも答弁がありましたけれども、施設が古くなっているのは重々承知をしております。ただ、その中でやはり遊楽里は宿泊施設でありますので、稼働率を見ますとやはり平日の稼働率がなかなか少ない。それはどこの宿泊設備も同じかと思えます。やはり、そういったところは町民の皆さんにお願いできる、平日はやはり町民の皆さんが一番心強いのかなと私は思っております。そんなところで、やはり去年は合併65周年をこの遊佐町も迎えました。例えば一つの提案ですけれども、宿泊が6,500円、もしくは夫婦合わせて65歳以上2人だと1部屋1泊6,500円とか、例えばそういった町民に還元できて、やはり平日、例えば家族の誕生日を遊楽里でどうぞとか、ふだんうちでやるようなことを、遊楽里の施設を使ってもらって、少しご利用いただくと、そういった新しい形の企画を考えていただきながら、町民はかなりご協力はできると思えます。お願いすれば、やはり町民です。そのところは、しっかりと考えていただいて、やはり少しでも稼働が上がるような形でぜひお願いしたいと思って、私の答弁を終わりたいと思えます。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） ご提言ありがとうございます。心躍る新たな企画、こういったものを常に考えながら経営に当たっていただきたいということはお願いしてございます。そういったことを心がけながら、今後とも町民の皆さんはじめ、多くの皆さんから喜んでご利用いただけるような施設になっていくように、指定管理を請け負っている株式会社の方にもお願いをしてまいりたいというふうに思います。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、通告に従い質問をいたします。

新庁舎建設も重機等が搬入され、工事の状況が見えるようになりました。春の訪れとともに徐々に姿が見えてくるものがあると思われまます。その庁舎建設、新小学校開校などの重要プロジェクトが本町では続きます。私が質問します内容も、今後の財政計画に大きく関連するものと考え、質問をさせていただきます。

日本では2回目の開催となる東京オリンピックが56年ぶりに開催される本年であります。高速交通網の幕開けでもあった東海道新幹線の開業は、前回の東京オリンピック開会式の10日前でありました。そして、その5年後には、東京から大阪までが高速道路で結ばれました。これらのことをきっかけに、1970年代に全国的な高速交通時代に入ったと考えます。私たちが暮らす庄内は、当時陸の孤島とも言われておりました。上京する際は、夜半に遊佐駅から寝台列車で出発し、翌朝に上野駅に着くのが主な交通手段でもありました。当時は、一県一空港時代でありましたが、庄内開発協議会が1970年に庄内空港建設を提唱、その10年後には本町を含む庄内14市町村議会がそれぞれ庄内空港建設促進に関する決議を可決、そしてその後に庄内空港建設促進期成同盟会を結成、国の空港整備計画に組み込まれることになりました。しかし、その後、空港建設反対運動が活発化したこともあり、庄内空港が開港したのは提唱から20年後の平成3年の秋でありました。そして、開港から6年後の平成9年に、庄内空港インターを含む、山形自動車道の庄内あさひ-酒田間が供用開始され、庄内地域の高速道路の幕開けとなりました。日本海沿岸東北自動車道は、山形自動車道として整備された区間以外は直轄事業として進められておりますが、さきの東北地方整備局の発表では、日沿道酒田みなと-遊佐間は令和5年度に、一般国道7号線遊佐象潟道路は条件つきではありますが、令和8年度に小砂川まで供用開始の見通しとなりました。日沿道遊佐町期成同盟会が平成29年3月に作成したリーフレットには、期待される効果として5項目記載されておりますが、その一つに遊佐パーキングエリアタウン構想実現による地方創生とあります。この構想については、平成26年度に酒田青年会議所と連携した勉強会を4回ほど開催、翌27年6月から12月に遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会を設置、町長に対して意見書が提出されました。翌年3月には本町で遊佐パーキングエリアタウン基本計画を策定した経過がございます。そして、関連予算は平成28年度当初予算において議会で決議されました。しかし、高速道路事業の進捗状況を勘案し、当初予定した令和元年度中の供用を断念せざるを得ないと判断され、現在に至っております。このたびの発表で遊佐パーキングエリアタウン計画も事業化に向け加速されるものと考えますし、向かっていく目標が見えてきたわけであります。基本計画から実施計画の策定に向け、課題等を調査、検討する組織も必要と考えます。平成28年1月に設置された遊佐パーキングエリアタウン計画推進ワーキングチームにおけるこれまでの調査、研究の経過と、今後の取組について伺います。

また、日沿道からつながる道路の流れは、生活や観光面においても影響を及ぼすことは必然であります。町道路線計画は特に重要と考えます。県は、山形のみちづくり評議会を設置し、その意見を基に昨年の3月に山形県道路中期計画2028を策定をされております。過日、新庁舎建設に合わせた周辺の道路整備計画が議員全員協議会に示されました。今後、都市計画審議会で審議されることになると思いますが、本町でも道づくりに関する検討組織を設置し、計画性をもって対応すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律がこの4月に施行、会計年度任用職員が制度化となります。会計年度任用職は、フルタイムとパートタイムの勤務に分類されることとなります。昨年9月には関係する条例改正も終えており、正規職員と会計年度任用職員の業務の見直し、任用職員の義務及び責任の明確化、そして休暇制度等の改善などに当たられていると考えますが、資料によれば期末手当の支給などで人件費のアップも想定されます。本町の職員の定年等に関する条例及び職員の再任用に関する条例では、継続して職員を任用もできるとされており。一方で、流動的な部分もありますが、令和4年度からの国家公務員の段階的な定年延長も再度検討され始めております。このことは将来的に地方公務員にも影響し、人件費の増額にもつながると想定されます。ついては、新年度以降に想定されます人件費の増額見通し及び財政措置について伺い、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、7番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

日沿道の開通時期に合わせた関連事業の今後についてという質問、第1点目でありました。山形県の道路計画の策定に当たっては、道路整備の効果的な推進を図るため、これまで10年間の各施設の取組、指標の達成度等を含め総括するとともに、近年の社会情勢の変化や道路整備に関する県民のニーズの把握を行い、今後おおむね10年間の方向性を示す山形県道路中期計画を策定し、道路整備に当たることとしております。策定に当たっては、各分野の有権者からなる山形みちづくり評議会を設置し、道路中期計画等に基づく取組の進捗や新たな課題などを報告し、今後の道路施策の進め方や有効な対策などについて議論し、計画を策定することとなっております。直近の山形県道路中期計画については、2019年3月に策定され、今後2028年までおおむね10年間の整備をする計画となっております。なお、県道菅里-直世-下野沢線、いわゆる東回り県道については、今回の中期計画には反映されておりませんが、先般、期成同盟会の総会を十数年ぶりに開催し、活動も再開したことから、まずは山形県道路中期計画へ当路線の計画を上げていただくよう、県当局へ要望をしていきたいと考えております。

一方、町の道路整備計画につきましては、新たな施設の建設に伴い新規道路工事が必要とする場合や、地域の要望等で道路の拡幅など、改良の必要性を判断した場合において行われるわけですが、現在町では本当に必要な道路というよりも、逆に言うと維持補修のほうが本当大切な事業となっておりますので、今後の事業について、特別の委員会を設けて議論するほどの量の事業がまずないという状況を考えますと、町の振興計画を経て事業化され、実施に行く方向にあるであろうと思っています。また、都市計画区域内に都市計画道路を整備する場合は、事前に都市計画審議会を開催し、計画の是非を審議していただき事業に着手することとなっております。

次に、日沿道開通見通しと遊佐パーキングエリアタウン計画の検討経過につきましては、午前中の10番、高橋冠治議員に答弁させていただいたとおりであります。遊佐パーキングエリアタウン計画推進ワーキンググループをはじめとするこれまでの検討結果について、基本計画の中で掲げました道の駅を利用しない高速道路利用者の利便性も考慮した上で、インターチェンジから道の駅にアクセスする際の利便性を重視した接続方法について、日沿道の道路管理者である国、国道345号線の道路管理者である県と、まずは整備位置や規模を決定するために複数の案について協議をしているところであります。

菅原議員の質問でありましたが、遊佐パーキングエリアタウン計画の事業化につきましては、開通見通

しが発表されるのを待ちながら、日沿道の事業進捗を収集しながら、その適切な時期を検討してきたところです。今回の、東北地方整備局による日沿道の開通見通しの公表は、高規格道路幹線ネットワークを活用した地域経済活性化の取組を支援するためということであり、遊佐パーキングエリアタウン計画をはじめとする高速道路を活用した拠点整備に向けた事業の取組の具体的な目標、めどとなったところであります。今後は、構想当初から掲げてきました地域に豊かさをもたらす遊佐パーキングエリアタウン計画にすべく、事業着手に向けた、さらなる強化した組織体制、先ほど申し上げました、推進室を設置して進めてまいりたいと、このように思っております。

2番目の質問でありました。新年度からの会計年度任用職員制度化に伴う人事行政管理についての質問でありました。令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が施行され、これまでの特別職の一部と臨時職が会計年度任用職員に移行し、地方公務員として位置づけられることとなります。そのため、サービスの根本基準や秘密を守る義務、信用失墜行為の禁止など、地方公務員法の服務規程が適用されることになり、懲戒処分の対象になってきます。これらのことを考慮し、これまでの臨時職員としての業務の内容を見直すことにしております。これまでは個人情報の関係などがあり、補助という立場でありましたが、4月に制度が施行されてからは、業務内容に制限をなくそうと考えております。しかし、あくまでも主担当は正職員であり、正職員の指導、管理の下で業務をするということになります。また、会計年度任用職員には期末手当も支給することになり、令和2年度について制度施行初年度のため、1.69か月分の期末手当が令和3年度については2.6か月分の期末手当が支給となり、今年度と比較しますと人件費が大幅にアップすることとなります。

次に、定年延長についてであります。地方公務員の定年年齢は国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされています。国の動きとしては、平成30年8月に人事院より、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出があり、令和元年6月に公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することについて、閣議決定をしたところであります。定年延長制度の内容については、国会での審議、国会での議決等まだ決まっていない状況の中でお答えすることは難しいわけですが、会計年度任用職員制度への移行に係る人件費につきましては、一般財源となる予定であり、これに定年延長による人件費が増える見込みと考えますと、非常に大きく人件費がアップ。そして、これまで町税で人件費を賄える町という形で目標にしてきたところが、なかなか届かないというところを想定しております。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、自席から質問させていただきます。

最初に、ちょっと個人的に体験したことで高速道路の効果的なことをちょっと述べさせていただきたいと思えます。実は私も二十歳頃、同級生のある友達といろいろ行く中で、その同級生が職場を替えられて、新車を買ったということで、ちょっとドライブに行こうということの話になって、ではどこに行くかということで、では能登半島にでも行ってみようかということで、早朝に出て、目標もなく、泊まる場所も関係なく行った記憶がございます。それで、約12時間走ったところが、当時は高速道路がありませんでしたので、やっと金沢市に夕方着いた記憶がございます。それで、それは過去の思い出ですが、これまたプ

プライベートなことを申し上げますと、実は昨年8月にちょっと遠くに行こうということで計画をしまして、ではどこまで行けるかなというような発想の下に、ちょっとあるところに向かってみました。そして、先ほどの12時間後にたどり着いたところが、実は前の日にちょっと地区で会合あったものですから、9時頃、夜の9時に出て、当然休みながら行きましたが、実質走行した12時間後に着いたのが鳥取砂丘まで1時間くらいの、皆さんご存じかもしれませんが、余部鉄橋って、前脱線事故あった、あそこまで着いてしまいましたというか、そこに着きました。それで、基本的にやっぱり12時間、同じ12時間なので、行く距離というのはそんなにも違うのかなと、そんな経験を初めて自分なりに体験したところです。それなりに高速道路の効果というのがあるのかなと思っております。今までですと、その辺は庄内空港から羽田、羽田から石見とかの空港行くことしか考えていなかったのですが、車でも行けるのだなと、そういう実感をあえてしたところでした。ちょっと個人的なことで申し訳ございません。

それで、先ほど来質問に出てきます、この遊佐町に関係します高速道路、高規格道路ですか、令和5年度から8年度にかけて開通の見通しがつきました。先ほどの10番議員の質問とも若干関連しますが、やはりこの高速道路の流れを遊佐町で止めるといいますか、止めて、決して秋田県のほうにスルーしないような施策をやっぱり早期に図るべきかなと、そのように考え直した次第でございます。それで、先ほど壇上で言いましたリーフレットに5項目ほどありましたが、その中に観光支援策ってことでありました。先ほど来私が12時間かけて島根まで行ったってことは、逆に島根からも12時間あればこちらに来る方もいらっしやると、そういう発想もあってもいいのかなというふうに考えます。それで、先ほどの町長答弁の最後の部分で、遊佐PATの事業計画につきましては、今までの開通見通しとか事業の進捗状況を勘案して進めてきたという答弁があったように理解をしました。一応先ほど壇上で申し上げましたとおり、平成26年の年に4回ほどに分けて勉強会を開催しましたが、そのときの実行委員長といいますか、東北公益大の今は名誉教授になっておられます高橋英彦さんという方が4回ほどだと、私もまだ議員なる前でしたが、興味があって参加させていただきました。その1回目の冒頭の挨拶が非常に感銘も受けまして、ちょっとメモしていたのですが、人間は五感で動き感じると。観光の旅では視覚、目の視覚です。視覚が主役であると、車は移動の手段ではなく旅の一つである。車窓の風景に引かれるものだというような、ちょっと走り書きでしたがメモをしまして、まさしくそのPATの勉強会でこの話聞いたときに、この遊佐町にぴたりの表現かなと、そのように感じたところでございます。

ちょっと前置き長くなったのですが、企画課長のほうに質問させていただきますが、企画課長、今は企画課長ですが、教育課、それから健康福祉課のほうを回っておりまして、異動しておりますので、当時の状況は詳細に分からないかもしれませんが、あえて質問させていただきます。先ほど平成29年度当初予算のほうに遊佐PATの基本計画構想策定費として一定額計上されたというふうに述べました。その内容の説明の際、その内容は東北地域づくり協会っていいですかに日沿道と遊佐パーキングエリアタウンを接続させるスキームについて業務委託をしているという内容でありました。昨日決議しました補正予算にも、それらしき説明も載っておりますが、その委託のこれまでの業務の概要といいますか、成果の状況について質問をさせていただきます。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

東北地域づくり協会に委託をしまして、コンサルティングをお願いをしまして、この間取組を進めてきたところでありますけれども、パーキングエリアタウン計画、パーキングエリアタウン整備に係っての、いわゆる適用する制度の調査、検討、整備予定地の整理ですとか位置、先ほども高橋冠治議員のところでもお話を申し上げましたけれども、そういったことの検討あるいはそれ以外の課題の検討、さらにはもうかる道の駅の検討、勉強会あるいは先進事例の調査、施設にいわゆる導入する機能の調査、検討、さらにはその配置の検討、こういったような多岐にわたる内容で、年次ごとに調査をしていただいたところであります。今年度につきましても、このように進めてきましたけれども、今議会後になりますけれども、3月16日にまた関係者、急遽集まって勉強会をするというふうに予定をしているところでございます。そういった際の資料作成もお願いをしているというふうなことでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 総論各論からいえば総論的な委託になるのかなというふうに理解をしたところであります。それで、遊佐パーキングエリアタウン計画検討会、これは平成27年6月の17日に初会合をやって、15名で設置をされ、先ほど言った経過で基本計画の策定まで行ったようでございますが、それで自分が提案したいということ、これから若干申し上げますが、実は先ほど10番議員のほうからも質問あったわけですが、私の原稿を見たのかどうか分かりませんが、かなり重複するような内容でございましたが、はっきり言えば2人に共通するのは急がなければならないというキーワードかなと、そのように思います。決して表現は悪いのですが、今まで総論的にやってきたこと、やはり今これが決まったということは目標が見えてきたわけですので、それなりに急ぐ必要があるのかなというのがキーワードでございます。それで、一応自分の考える内容については、酒田みなとから（仮称）遊佐鳥海インターまで開通する令和5年度をめどに、今までは総論的な調査でしたが、自主的な計画の調査、これに入るべきではないかなと。当然先ほど10番議員の答弁にいろいろな省庁の事業もかみ合わせてやるという答弁もありました。やっぱり実施計画あってこそ、それができるものであって、そうだと思います。それで、実はその課題を調査、整理するために、2つのことを考えたのですが、1点目が先ほどの町長の答弁であったとおり、職員体制のことで、やはり10番議員の質問にあったとおり、かなりの時間というか、限られた時間の中で、すばらしい処理をしなければならないということでしたので、私も質といたしますか、そういうものを提案しようと思っていましたら、一応前もってそういう答弁があったということなので、やっぱりそういう必要性は私もあると思います。

それで、もう一つは、やはり住民というか、地域の人を含めた検討組織体制をやはり令和2年度の早い時期に組織化すべきではないかと考えております。それで、ポイントだけというか、ある程度概要を申し上げますと、実は面積のことですが、どのくらいかといいますと、これは私なる前ですが、28年の2月にある講演会があって、前議員なさっていました太田薫さんが、この副委員長での立場の中で、パワーポイントで説明した資料がありまして、それを見ましたら、俗にこの辺で言う3町歩、3万平米が必要だと。それで、実は議会運営委員会のほうで去年視察行った米沢道の駅、ここで約2万1,000平米、その足で行った宮城の登米市で三滝堂という道の駅があったのですが、これで約1.5ヘクタール、1万5,000平米です。それで、天童にあります天童温泉、ここはちょっと面積が大きくて3万4,000平米、結構やっぱり大きい面積を必要とするような内容でございます。それから、先ほど10番議員も言ったとおり、やはり実際箕輪の

駐車場、ちょっと計画撤回したのは、農地法上のやっぱり計画が乏しいのではないかとということで多分な
ったと思いますが、やはりこれだけ3町歩を転用するというのであれば、しっかりした計画がないと農
地法上の許可が下りないのかなと思いますので、そういう策定も必要なのかなと思います。あとは整備手
法が公設民営とかいろいろなやり方があるわけですが、そういうこともやはり早急にやるべきには、さっ
き言ったとおり、一つの職員体制の整備がもう早急にやらなくてはならないのかなと思っておりました。
それで、自分なりに考えたスケジュールからいきますと、もう令和2年度ですので、8年度までですとも
う数えると6年くらいしかないわけです。そうしますと、やはり昨日の町長答弁にもありましたのは、検
討成果を公表して、広く意見を募集して進めるという表現もありました。ですから先ほど言った地域の方
々の声を聞く意味合いでも必要なのかなと思います。それで、もしやったときに出てくるのが、令和2年
度中、来週以降審議します企画費のほうに約3,300万円ほど予算化されておりますが、ちょっと内容はこれ
からなのですが、やっぱり3、4年あたりで、それこそ先ほど言った、どこの省庁の事業を取り組むのか
ということを明確にした上で、やはり令和4年、5年くらいにはもう用地を取得しなければならないのか
など。というのは、あそこで野瀬遺跡というのがありまして、私も経験ある。あそこに当然高速道路の際
もしましたので、これやっぱり1年以上かかると思います。ですから、やはり令和5年度中くらいにはや
っぱり用地取得をするような日程に向かっていかなとなかなか無理なのかなと、そのように思ってお
ります。それで、ちょっと先ほど昼、雑談していて、10番議員のほうから土地改良の分はおまえがしゃべれ
というようなこともありましたので、若干触れさせていただきますと、遊佐PATが今のあそこの位置に
行った場合に、ちょっとこの間課長たちともお話したのですが、実は高瀬川から洗沢までの区間、高瀬川
地区については、畑のところから水取っているわけですが、不足になりますと前の菅里児童館のところの
裏にありますポンプ場、あそこから下当の上まで押し上げて、それで水を確保している状況にあります。
当然あそこに遊佐PATができれば、下水は当然管に流れると思うのですが、雨水とか、そういうものが
当然農業用の配水路に行くようになりますと、若干問題が生じるのでは。例えばそこで油漏れ等があったとき
に、これがもう干ばつで水がないときに、くみ上げしなければならないときにそういうことあつたりしま
すと、もう全体に油が広まってしまうわけですので。ですから、この配水の配水先は、ちょっとある課長
のほうと話ししていますので、配水路に流さないような格好で流すべきかなと、そのように思います。

それからもう一点、先ほどの質問の中で用地取得の話もありましたが、ある方は今か今かと待っている
のかなという質問の趣旨もありましたが、そこでちょっとやはり不動産の評価とかいろいろあつたときに、
あまりここでは言いませんが、ちょっと一朝一夕にはいかない部分があるのかなと思いますので、そう
いうやっぱり用地のことについては若干検討すべきではないかと思ひますし、あともう一つは周囲が全部水
田ですので、実は345号のところである程度あります。ドラッグストアがありますが、あれに若干関連し
たものですから、造ったはいいのですが、周囲の農家の方から苦情を受けまして、というのは24時間営業
ですと、稲作期間ですと光が飛んでいくということでかなり厳しい指摘を受けました。ですから、そう
いう課題とかいろいろありますので、やはり地域の農家の方とか、そういう方についてのやっぱり組織を立
ち上げていくべきだと思います。

それで、一応高橋課長にお聞きしますが、今遊佐町総合交流促進株式会社にはほぼ町内の観光施設は委託
をしているわけですが、今後計画組む段階で、例えば道の駅に入るテナントの方を想定した上で、そうい

う方々を含めて計画性を持つべきかなと思いますが、先ほど言った実施計画の検討組織について、今申し上げたことも含めて、お伺いします。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今般発表された内容につきましては、あまりそんな時間的な余裕はないというふうな認識は一緒でございますので、町としてもしっかり取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っております。特に実施計画、いわゆる整備計画の策定がまず最初というふうに思いますけれども、策定に当たっては検討委員会、町民等様々のご意見を頂くというふうな趣旨での検討委員会の立ち上げも必要だというふうに考えておりますし、またご指摘のありました雨水排水あるいは照明の問題、こういったことにつきましても、関係機関あるいは関係集落、近隣土地所有者の皆様含めていろいろ説明会等を含めてする必要があるだろうというふうに思っております。

それから、テナント等のお話でしたけれども、そのことについても基本計画の中でも触れておりますとおり、やはり7号線沿線で営業している方を含めて、声かけをしながら入っていただくような方策が必要だろうというふうに考えておりますので、そのことも十分念頭に入れながら事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） そういうことであれば。それで、若干また他例を申し上げますと、米沢道の駅については、前研修したときに総額約23億円の経費を要したと、そのように伺っております。それで、ちょっと頂いた資料を見ますと、23億円のうち、あそこ米沢市ですので、米沢市と県が持つ分と2つあったようですが、その米沢市の分を例えば補助金、それから地方債、それから一般財源、こういう表を分析しますと約23億円で米沢市が負担するのが約4億円のごとでございます、この事例の場合は。ですので、先ほど来お金がかかるということを含めてみんな申し上げておりますので、やはり早めに実施計画を組んで、その財政計画を進めていただきたいというのが質問の趣旨でございます。ただ、その際やっぱりいろいろコーディネートしないといけないという部分もあると思っておりますので、そういうことで申し上げたいと思っております。

次に、先ほど道路、道づくりに関する検討組織のことを申し上げました。振興審議会等の協議を経て進めてまいるといようなことのように思いますが、若干申し上げました小山崎遺跡がもう間もなく官報に掲載になって、国指定になる運びになると思っておりますが、先日の全員協議会等の説明では、教育課の説明では2年間かけて保存活用計画を策定すると、そのような内容でございました。この縄文時代の遺跡ですが、ちょっと忘れましたが、新聞見ましたら、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産、ユネスコに推薦をすると。それで、令和3年の夏頃に申請を開始するということもありました。ですから、これが今国指定になれば、東北の上のほうはほとんど縄文の指定になっているようですので、縄文遺跡のブームがもう何年か後に北東北のほうには来るのかなと、勝手にそのように思います。ですから、いろいろな観光施策的なものをするにしてもやっぱりそういうものを想定して、道路づくりといいますか、そういうものが必要なのかなと考えております。

そこで、ちょっと教育長のほうに質問させていただいていいでしょうか。実はちょっと道路の質問の最中申し訳ないのですが、先日の2月の26日の新聞のほうに小山崎遺跡のことが載っております。それで、

その中で子供たちのことが書いている部分がありまして、教科書だけではなくて、やっぱりそういう遺跡に足を運んで、実際に暮らしを感じ取るのも一つの教育の手段ではないかという趣旨の記事でもありました。それで、町は遺跡の見学等もやっているというふうな内容でございました。それで、実例を申し上げますと、高瀬小学校では教育の中に高瀬八景ということで、高瀬の8つの景色の景ということでやられているってことで菅原校長先生からいろいろお聞きしておりました。ただそこで、例の丸子から小学校から鳥海山見えます森といいますか、観音森が松くい虫ついてしまって、ほぼ2本くらいしか残っていない状況があります。そんな中である方と年輪を数えてきました。200まではいったのですが、それ以上は無理だということで、約200年くらいのものもあるようです。実はそういうこともあって、高瀬小学校の3年生の子供たちに準備して植えてもらったのは去年の7月にやったのですが、それはそれでいいのですが、去年145周年、高瀬小学校できてからあって、そういうイベントに行ったときに、併せて子供たちの学習発表会ですか、それがあつたときに私もちょっと行ったのですが、3年生の発表の中にその植えたことをうまく劇にまとめたものを発表されました。ちょっと感激したのですが、やはり子供たちというのはそういう視点で見れるのかなと思ったものですから、ちょっと趣旨とは違った質問になるのですが、例えば小山崎遺跡、これから2年間かけて実施計画を組むようですが、そういう場合、教育の題材として取り組めるような内容について、教員の経験の長い教育長にお伺いしたいのですが、申し訳ありませんが、伺います。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） いよいよ間もなく国指定になる運びでございますので、一層機運が高まってくるのだと思います。まず、指導する教職員からこれまで以上に理解してもらうことが一番かなという思いです。これまでも地域素材研修会ということで、先生方、風力発電の塔に上ったり、いろいろ地域の学習素材については研修しておりますので、今日ご議論いただいている内容も含めまして、学習面、観光面でいろんな脚光を浴びてくる要素があるわけでございますので、まず学校の先生方、そして地域のコミュニティースクールということで地域の先生ということでもいろいろ関わっていただいている学校も多いわけですので、大人がまず知ることが最初かなと思います。子供たち当然、社会科、歴史は6年生で学びますので、最初の段階、当然縄文、古代から入るわけですので、そこは全小学校で現地なり、あるいは保存計画の中で活用計画の中で資料館等をできれば活用する。今もしておりますけれども、そういうことは大事にしていく必要があるのかなと思います。

あと、高瀬小学校の高瀬八景の学習の事例もございましたけれども、総合的な学習という学習の課程もありますので、一昨年、2年前にユネスコ指定のアマハゲ等についても、吹浦の小学校の子供たちでなくて遊佐地区の子供が夏休みの自由研究でまとめてみたりとか、そんな学習の状況もあるわけですので、指導する側、大人が理解することから始めて、やはりもう縄文以前からここは鳥海山の麓は人々が生活しておつたという、そういう地域でございますので、やはり鳥海山との共生ということも町の将来像の一つに掲げてございますので、その絡みで十分活用していく可能性あると思いますし、力を入れていきたいと思っております。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） なぜ聞いたかといいますと、やっぱり小山崎遺跡が今注目され始めようとしてい

る状況がありましたので、自分も去年の体験あって、ちょっと質問させていただきました。

それで、企画課長に質問させていただきますが、昨年、どうですか。今はどうか分かりませんが、丸池様、箕輪の採捕場のところに何かカウンターを設置されたという説明を受けました。その結果というのはどういう状況なのか、質問をさせていただきます。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) 4月から1月末までの数字でありますけれども、約4万6,000人ほどというふうになってございます。

議長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7番(菅原和幸君) 4万6,000というのは、意外とつかめない。月平均と違って、何かそういうデータはございませんか。ちょっと……当然行けない時期もあるわけですので、最もピークのときは。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) 夏の期間、6、7、8、9ですが、この辺につきましては月間相当数来ていると、1万人近く来ているというふうな月もございます。

議長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7番(菅原和幸君) 今の答弁で1万人近い月もあったと。私もあそこでちょっと農作業していますが、一日やっぱり五、六台のバスが行ったりすれば、やっぱりうなずけるのかなという数値のようです。

それで、先ほど壇上でやはりせっかくパーキングエリアできたら、道の流れを造るべきではないかと、そういうこと申し上げました。1つが丸池様は従来から観光ですが、これ小山崎遺跡が国指定になりますと、やはり今まで以上のやっぱり注目が集まってくると思います。そんな中で令和2年から4年度までは振興計画の実施計画、あの最後のページのほうを見ますと、総務厚生部会の菅原会長のほうから、高橋振興審議会の会長のほうにもやはり遊佐PATとつながったような整備をすべきではないかという意見も出ておりました。ですから、やはり振興審議会の経過だけではなくて、やはり将来的なものを見越してやっぱり道路計画というのは立てるべきかなと、そのように感じて提案をしたところでございます。それで、私も圃場整備24条で道路いろいろ経過を記憶あるのですが、例えば役場の地域生活課のほうに道路のそういう計画の記録的なものというものは残っているものなののでしょうか。例えばどういう意図でこういう道路ができたかかというようなものでございます。ちょっと質問させていただきます。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) 道路の記録ということでございましたけれども、まず道路法ですけれども、道路法には市町村道の意義、そして路線の認定について記載されてございます。そして、あわせて町道の認定の際には議会の議決が必要ですよという形で記載されてございます。これまでも町道新規という形で路線認定する場合におきましては議会のほうに提案をさせていただきます、議会のご了解いただきまして、町道の認定、そして告示という形で町道認定を決定させる手続を踏ませていただいております。また、都市計画道路につきましては別途都市計画審議会のほうに付議させていただきます、計画の是非、審議していただきまして、路線の決定をするという形で作業を進めてございます。町道路線の認定に関する基準でございますけれども、これにつきましては全国一律の基準でなくして、それぞれの自治体のほうで基準を設けるような形になってございます。遊佐町の場合につきましても内規扱いということで、一般

的な認定基準設けてございます。例えばですけれども、二、三申し上げますと、原則としてまず道路の幅員は4メートル以上必要ですと。そして、適宜待避所、回転場、袋状の道路、行き止まり道路にならない道路であることということで、そのような条件を満たした上でですけれども、国県道等が区域変更によって町に移管、帰属された路線で、町道として必要とした場合は町道認定しますと。また、あわせまして土地改良事業等で整備された道路で、町道として必要と認められるものという形で、もろもろの条件がそろった場合、町のほうで町道認定という形で認定をさせていただいております。先ほど町長答弁にもございましたとおり、新たな施設の建設に伴いまして、新規に道路建設が必要となった場合、そしてまた開発行為、宅地造成等で団地内に新しく道路ができた場合など、町のほうへ帰属される見込みがある道路、また地域要望等で既存の道路を町道に認定するご要望があった場合につきましては、町道としての必要性、先ほどの条件鑑みまして判断させていただきまして、町道認定するような形で議会のほうにご提案をさせていただいて、町道認定をさせていただくという手順を踏んでございます。このような流れで町道認定のほうは作業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 今、中吉出のほうで株式会社金龍さんですが、一応ウイスキー蒸留中のようですが、記事を見ますと、あそこに当然議会を通ったわけですが、総務省所管事業で地域経済循環創造事業という事業制度を使って補助金を得ているようです。その中身を見ますと、観光的にやはりいずれ来るということを想定されている内容のようでした。実は先日、高島町のほうに行ったとき、やはりかなり、一種のそういう企業ですが、やはり観光客がかなり来ているような状況でございました。そういうこともあって、今後やはりそっちだけではなくて、南のほうにもそういう集まる観光資源があるのではないかと思います。それで、実は前、何回だか忘れましたが、PATができたなら、北側から入る、本町に入る道路がないのではないかとということで、富岡とか京田の辺りから入るやつを検討すべきではないかということをお願いした記憶がございしますが、例えばこの金龍さんにPATが行くときには山崎の南を通って、下当を通って行けばスーパー農道がありますが、その道路も実はカーブのS字型のところは当初計画がなかったわけで、いろいろやり取りがあつてあれができていたことが非常に今になって、今効果があると思っておりますので、そういうことで組織づくりを提案させていただきましたが、答弁はいい。

それで、ちょっと総務課のほうに質問をいたしますが、ちょっと時間がないのではしょって申し上げますが、実は先ほど会計年度任用職員のことについて申し上げましたが、令和2年度予算書からいろいろ拾い上げてみますと、正職員が151名、それから会計年度任用職員が一般会計から4つの特別会計も含めて126人の、自分が拾った数字で間違いかどうか分かりませんが、会計年度任用職員がいると。合わせて277人の令和2年度における職員体制のようです。それで、今の臨時職員から会計年度任用職員に移行した場合、この人数はほぼ同数なのか、それとも増えるのか、減るのか、そこを質問させていただきます。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今年度の日々雇用職員の人数というのは127名であります。令和2年度については、まだ人数的には確定しておりませんが、おおよそ125名ほどを予定しているということでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それで、毎年秋に広報のほうに人件費の記事が載ります。その中で、昨年ですと7億8,000万円という記事が載っておりましたが、これはあくまでも一般会計の職員であって、全体の職員の数字ではないのか、ちょっとここを質問させていただきます。もし分かれば全体の人件費どのぐらいなのか、質問させていただきます。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

議員がおっしゃいました広報、10月1日号の広報に載っている数字は、一般会計の職員ということで137名分、およそ7億7,723万円という金額でございます。特別会計を除いた一般職の職員の給与ということでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 特別会計も含めた人件費というのは、総額では今のところ資料的には持ち合わせていませんか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

平成30年度の実績の額ということで人件費、これは全て総額含んでおりますけれども、12億6,845万1,000円という数字でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 分かりました。

それでは、時間もないのでしょって申し上げますが、先ほど町長答弁でも答弁ありましたが、新年度会計年度任用職員移行した後に、今の給与水準から人件費がおおむねどのぐらい増額するのかということをお聞きさせていただきます。前全員協議会で説明いただいたとき、総務課長の説明では約5,000万円くらいということもありました。ただ、令和2年度は4月から6月の分が1.67という数字が出てきたと思うのですが、その増額される金額どのぐらいなのか、質問させていただきます。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回の法改正によって、その会計年度任用職員は当然2.6か月上がるわけでありましてけれども、それに含めてそれを準用した賃金を使っている日々雇用職員についても、当然期末手当が支給されることになりましたので、そういった金額を含めた形で報告をさせていただきますと、令和2年度については町長答弁にもありましてとおり期末手当が1.69か月分支給されるということを想定しますと、約3,000万円ほど。令和3年度につきましては、丸々期末手当が2.6か月出るということを想定しますと、これも概算の概算でありますけれども、およそ約5,000万円ほどの賃金アップになるということでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） あと時間2分しかございませんので、いろいろな事業はこれからプロジェクト続きます。その中でやっぱり財政計画というものがやっぱりしっかりしていないといけないと思います。先ほど町長答弁の中で、いずるという表現がございまして、やっぱり入ってくるお金も大切なのですが、出

るほうもやっぱりいろいろ精査をしていかないと、取捨選択といいますか、そういうことも必要だと思います。最後に、町長の所見を伺って、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 財政運営、就任以来、大変な借金の町でした。208億円元利でありましたが、平成30年度決算では160億円まで減額していましたし、1人当たりの実際の負担幾らあるのかというとき、かつて私は町民1人当たり38万7,000円の1人当たり借金あったわけですけども、それが10年間で、平成30年度決算で22万6,000円ぐらいまで減らしてきました。やっぱり経費をかけないでというのは、民間の力をどれだけやっぱりお金を活用しながら地域に豊かさをもたらすかということをもう少し考えていかないと、地域が、町が全部丸抱えの行政ではやっぱり大変だなという思いです。

以上です。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時58分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時15分）

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも一般質問をさせていただきます。

遊佐高等学校の存続への方策と考え方についてお聞きいたします。県教育委員会は、1学年1学級の高校の再編基準ルールを緩和したことで、対象である遊佐高等学校も3年をめどに猶予ができました。また、今年の入学志願倍率を見ても、一般志願者の倍率が0.86と定員割れではありますが、定員の半数以上の志願があり、志願者の2年連続の半数以下という募集停止の条件から外れたことは喜ばしいことです。以前から高校がなくなることは、地域の過疎化が加速度的に進む事例があることを訴えてきました。町づくりの点から考えても、遊佐高が再編対象となり、町内からなくなることは遊佐町の将来にとって大きなマイナス要因になると思います。しかし、今回のルール緩和は当町にとって大きなチャンスではないでしょうか。県外留学生を積極的に募集することはとても大切ですが、その受入れの準備はどれだけ進んでいて、今後どのように展開していく計画なのでしょう。また、近隣市町からの入学志願者、特に地元の遊佐中学校からの志願者をどのように確保していくのかを早急に検討、実施していくのでしょうか。県教育委員会がルールを緩和したこの間に、入学者の確保に向けた活動に取り組まなければならないと思いますが、その方策と考えを伺い、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、8番、赤塚英一議員に答弁をさせていただきます。

遊佐高等学校の存続への方策と考え方ということで、大きなテーマであります。先日、県教育委員会において県立高校再編整備基本計画のルールが緩和されたと発表されました。これまでは、遊佐高等学校の

ような1学年当たり1学級の学校については、入学者が2年連続して定員の2分の1に満たない場合は原則としてその2年後に募集停止にするということでした。新ルールでは、学校が所在する市町村の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町村で構成する、仮称でありますけれども、学校魅力化に係る地域連携協議会等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3年間を目途として実施することとなり、そしてその実施後においても入学者が2年連続して定員の2分の1に満たない場合は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議することとなりました。遊佐高等学校においては、令和元年度の入学者が18名であり、定員40名の2分の1に満たない状況であったため、これまでのルールでは来年度の、いわゆる令和2年度の入学者数が定員の2分の1に満たない場合は、その2年後に募集停止となり、いずれも閉校となってしまう可能性もありました。山形県の発表が2月の13日に新聞に載ったと思いますが、その決定した翌日2月14日に私が県庁を訪れた際に、県の教育委員会の菅間教育長に遊佐高への配慮等いただきまして大変ありがとうございましたという形でお礼を申し上げさせていただきました。町が一生懸命取り組んでくれたこと等を多少なりとも勘案していただいたのであれば非常に県当局にまずもって感謝を申し上げたいと思っています。そして、県のみならず、遊佐高校支援の会をはじめとする商工会の総合学習の中のデュアル実践等を受け入れたそれぞれの団体、企業さん等の力があつたからこそこのような緩和をいただいたというふうに思えば、それらの関係する機関にも御礼を申し上げたいと思っています。

今回のルール緩和によりまして、一旦その心配は遠のきましたが、これからの子供たちの数、特に小学校1学年が70人ぐらいしか生まれにくいという現状を見たときに、これからを考えて、まさにこれからが改めて入学者の確保に向けて取組を努めていかなければならない時期が来たのだというふうに思っております。遊佐町ではこれまで遊佐高等学校の存続は町にとって極めて大きな課題であると考えて、平成26年度から遊佐高校支援の会を事業主体として、就学支援事業に取り組んでいただきました。平成27年度からは、就学支援金の給付だけでなく、介護職員初任者研修受講支援事業、公共交通機関のないところに通学タクシーを運行する通学支援事業、普通自動車運転免許証を取得するキャリアアップ支援事業等を加えるなど、支援事業の充実を図ってまいりました。また、来年度からはJR利用者への定期券購入費の半額助成を行う予定であり、より遠方からの志願者が増加することを期待しております。さらには、平成30年度から県外出身者の入学が可能となったことで、今年度より県外からの、いわゆる令和2年度からの県外からの入学者の確保に向けて本格的に令和元年度から取り組んでまいりました。11月には遊佐町自然体験型留学生募集要項に基づき県外からの留学生の募集を行ったところ5人の応募があり、12月に書類選考や面接を実施したところであります。それに先立ちまして、福岡県福岡市、そして大阪、名古屋、東京という形で、まさにこちらからお邪魔して、県外への留学生募集活動に積極的に取り組んでいただきました。これらは、遊佐高のみならず、連携協定をしている名古屋の日本福祉大からも応援をしていただいたように伺っておりますし、それらの活動、それから地域おこし協力隊を退任された方も応援してくれたと伺っております。まさに全町挙げての取組によって何とか5人の応募があつたので、町では12月に書類選考や面接を実施したところであります。最終的には3月10日の遊佐高校の入学試験に合格した者が正式に留学生として認められ、遊佐高校支援の会を通じて様々な支援を受けられることとなります。私は、県庁訪問時に来年度からは3月10日でなくて、推薦で一定の生徒を事前に早い時期でやっぱり入学許可頂くようなことはできないものかということをお話には直接お話をさせていただきました。今回のルールの緩和と今後の学校の

魅力化、活性化策の取組により、遊佐高校がどのように変わっていくか、また町として遊佐高校支援の会を通じてどのような支援をしていくか、改めて検討していかなければならないと考えております。県外からの入学者の確保に向けては、何といたっても受入れ居住施設の充実が鍵となっており、去る1月27日には遊佐高校支援の会から個室を備えた宿舍整備に関する緊急要望を頂いたところであります。今年度の志願者については、町内の空き家の改修を進めながら同居する生活相談員の確保に全力を注ぎましたが、改修費用を予算内に抑えることや男女別の生活相談員の確保に苦慮しているところもあります。このような状況が来年度以降も懸念されることなどから、寮や寄宿舎などの施設整備も早急に検討していかなければならないと考えております。

さて、学校の魅力化、活性化策についてであります。県教育委員会が唱える地域連携協議会のような組織がまだ形成されていない現状では、あくまでも遊佐高校の学校運営の考え方が最優先となり、町としては保護者負担の軽減や学校からの要請による側面的な支援にとどまるものと認識しております。今後は遊佐高校支援の会の会員であります議員の皆様からのご意見を頂きながら、学校関係者等の意向も踏まえた協議が行われるよう調整を図ってまいりたいと考えております。ちなみに、3月10日行われる遊佐高等学校の応募状況であります。募集人員は40名、そのうち推薦が5名で、入学試験定数35名に対して県外応募も含めて30名の応募があったということは、全員が合格していただければ40人の定員に対して35名の入学が期待されると、そのような思いであります。8分の7ですから、数字的には87.5%ぐらいですか。そのような形で、今年山添高校が残念ながらも募集停止になりまして、庄内で。それから、小国高校も今大変な状況、最上町、金山町、真室川町、まさに中心部の都市部の高校だけでなく、周辺部の高校がしっかりと維持できるような、そのような県教委には基準に合わなければだめということではなくて、その高校がどうしたら存続できるかということをやっと振り向いてくれるようになったのかなという、そういう判断に感謝をしているところであります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今町長からもご答弁いただいて、支援の会を通していろんな形でされています。ただどうしても、これ私も支援の会、総会のほう出席させていただいたときに話したのですけれども、ここでも話、前回話したと思うのですけれども、例えば通学費用だったり、入学に係る資金の支援だったりというのが中心の形になっているので、どうしても子供に、いわゆる生徒に支援というよりも、生徒の親に支援というような形がメインだと思います。そうすると、やっぱり一番は遊佐高に応募してくれる子供たちがどのような魅力を感じるかが一番重要なところなのに、最初に親御さんに行ってしまうような格好になってしまうので、その辺が少し疑問かなと思ってずっと考えていました。今年の卒業式、こういうご時世ですので出席できなかったのですけれども、生徒たちがいかに遊佐高を目指して入ってくれるのかというのを第一にやっぱり考えていかないと、どうしてもやっぱりその先に続いていかないのかなというふうに思っています。今後ですけれども、町のほうではいろんな形で今一生懸命考えられていると思うのですけれども、例えばJRの定期の半額補助だったり、そういうのは非常にありがたいですし、非常にいいことだと思うのですけれども、やはり生徒への、生徒が魅力を感じる、子供たちが魅力を感じるようなやっぱり支援の方法って必要だと思うのですけれども、その辺どのように考えているのか。特に地元の中学生在遊佐高に行きたいのだと、地元の学校に行きたいのだと思うような方策が必要だと思うので、その

辺少し考え方をお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 確かに高等学校支援といえども、親たちへの経済的な支援が最優先にされてきたという点は否めないことだと思っています。ただ私は、子供たちの魅力の発信についてはやっぱり次のステージ、ネクストに子供たちがどのような選択肢を広げられるかということの応援を町としてすることがやっぱり重要なのかなと考えております。そういう意味でいくと、遊佐町は幸いなのでしょう。これまで日本福祉大学との連携協定、自治体推薦枠という形で福祉の道に進みたい子には福祉のほうへの進路のお手伝いができるという形、そしてもう一つは実は東北公益文科大の吉村学長とはやっぱり公益文科大にも都会から来た子供たちが3年の次に4年間この庄内にいることができれば、計7年間この地でいれるわけですから、また愛着も湧いてくるのでしょねという思いもさせていただきましたので、できれば公益文科大へどのような推薦の形をもらえるかが重要な課題だと思っています。そしてもう一つは、実は住宅の協定書を住宅整備に関する県住宅公社との協定書を結んだときに、山形の芸術工科大学の中山ダイスケ学長と同席をしたときに、例えば美術の得意な子についてはやっぱり山形の芸工大に推薦という形はできないでしょうかというお願い、アプローチを実はさせていただいております。そんな形でやっぱり子供たちがいろんな得意な分野があるわけで、それらをやっぱりしっかり高校だけでなく就職もそれはそうでしょうけれども、次のステージに進みたいときにそれらの準備の応援をしてあげる町でありたいなと、このように思っているわけで、子供たちの未来を切り開くためにはそれなりの仕掛けと準備がやっぱりステージに上げるだけの準備があれば、子供たちはそれらの力、自分たちの力を発揮させていただいて、次のステージに選択肢が広がることができればいいのかなと私は今思っているところであります。

教育長から答弁ありますので。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私からも1点お話ししたいと思います。実は留学制度によって5名の受験がなされたことはもう答弁にもありましたけれども、この面接に私も出まして、遊佐町でぜひ学びたいという子供たち5名の期待感といいますか、意気込みを感じることができました。前向きな子供たちが遊佐町での学習環境を求めて来てくれるのだなということを率直に感じたところでございます。県と一緒にしながら、学校魅力化に係る地域連携協議会も立ち上がる予定でございましてけれども、やはり県教委でいち早く、加茂水産高校と遊佐高校でしたけれども、県外の募集を認めるよと、これがやっぱり一つのきっかけになるのではないかなと思っております。要するに、合格すればの話でございましてけれども、新しく入る1年生のみならず、2年生、3年生も県外から、遠く関東、もっと向こうから来る生徒たちと一緒に学び舎で過ごすということになりますから、お互いに触発されるといいますが、同じ高校生ですので、同じ思い、共通するものもあると思うのですが、やはり物の見方とか感じ方とか考え方、また微妙に違うものがあるのかなと。そういうものを触れ合うことで、ぜひいいチャンスとして次の魅力化につながるきっかけにしてほしいな、していかなければならないなと思っております。その来る子供たちも遊佐の子供に、遊佐の地域に触発されることもあるでしょうし、その逆もあると思います。そういう意味では、県外募集を認めていただいた県の先見性に感謝したいと思いますし、先ほどは町長からは推薦枠もという言葉ありましたけれども、1割限定としないでオープンで県外生も県内生も競えるような受験できるような、そんな方向

をしていただければ、一つの魅力化といいますか、そういうことにつながっているかなと思いますので、ぜひ学校、生徒のみならず、町全体、町民全体が今遊佐町に県外からそういう子供たちが来て頑張ろうとしていると、その姿にいろんな方面でもちろん施策的には応援しますけれども、町民目線でも温かい工一を送っていただければ、これも一つの学校の魅力化、活性化につながっていくかなと思っておりますので、期待しながら我々もサポートしていきたいと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） やっぱりどうしても県外から来るということは新しい視点だったり、考え方だったり入ってきますので、当然それは地元の子供たちにとっても非常に刺激的な話になるだろうし、それによって相乗効果で両方ともいい形でなってくれば一番ありがたいです。そのためには今回5名の応募があって、今進んでいるということですので、これで変に失敗してしまうと、当然その後は続かなくなりますから、できるだけ大切に、過保護にというわけではないですけども、大切にこのチャンスを生かしている遊佐高にしてもらいたいと思っておりますし。これ芸工大の先生がちょうど小国高校で、今小規模校サミットって去年、おととしとやっていたけれども、そのときちょっと見に行ってお話聞いてきたんですけども、ファシリティーの指導してくれた芸工大の先生だったのですけれども、この先生言っていました。国は、地方創生ということでどんどん、どんどん外に出そうと、物事を出す、地方に持っていこうとしています。それで成功しているのは島根だったり、いわゆる中部地方の県がそれでかなり成功しています。当然いろんな形で話題出ているのは島前高校だとか、ああいうところというのは非常にそういうところをうまく使ってやっています。でも、山形県はどうしても都市部に集中している部分があると。周辺の高校を生かすのではなくて、周辺の高校を先に潰して、都市部の高校に執着された。でも、当然ここ始めてそういう県外留学などで成功している学校というのは、逆に周辺高校を伸ばして行って、中央の都市部の高校の生徒を減らして行ってという方法を取っているそうです。これがいいのか悪いのか、私も分かりませんが、その辺も情報をつかんでいただいて、教育委員会のほうで情報をつかんでいただいて、いろんな形で町長と一緒に県教委のほうに働きかけをして、できるだけその周辺の、遊佐高だけ、遊佐町ですから、遊佐高が中心になりますけれども、そういう形でやっていただければなと思っております。それによって、遊佐町に住む遊佐町の子供たちが遊佐中学校を卒業して、そういう魅力のある遊佐高に進んでもらって地元で居付いてもらおうと、それは人口の流出を抑えるという部分で非常に大切だと思いますので、ぜひその辺はもっともっと頑張ってもらいたいと思います。

さて、今県外からの募集で、先ほど町長の話にもありました。寮を含めた宿舎の部分とありました。この辺、これは非常に町づくりとしても重要な話ですし、特にそういう施設を受け入れる集落、こちらのほうの状況にもきちんとした形で対応しながら、トラブルがないような形でしていかなければならないと思うのですけれども、その辺今、最初のパターンとして5人入ってきますけれども、その辺の状況、町づくりの観点から集落の区長さんだったり周辺の方々とどのような形でお話をしているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 度々答弁ですみません。実は寄宿舍の課題が非常に大きい課題だと思っております。1月27日に遊佐高校支援の会から緊急要望を頂きました。そのときには振興計画もみんなできて、新

年度予算の査定も終わって、さあ、新年度に向けて計画はできたしという思いをしていたら、寄宿舎を造るとなったときにはやっぱりかなりの予算がかかるであろうということが要望を受けたときに感じました。町としては、今舞鶴地区にちょうど庁舎前の町有地、あそこまだ半分しか開発していないところもあるわけですから、町の中の土地を、特に役場に近い、遊佐高から歩いて多分10分や5分ちょっとのところに、中心部にやっぱり寄宿舎等を設けるのが一番ふさわしいのかなという思いをしていました。どのような施設を造るか、まさに振興企画会議に通さないと予算執行までいかないわけですから、全く計画行政から一つはずれたものをここ1年間で設置をしなければならないということで、まだ具体的な検討を各課には指示はしていますけれども、会議はやっていない状況であります。町として果たしてそれを町自体としてやっぱり主体として建築すればいいものなのか、それともPFI、民間の力をお借りして設置していただいて借りる。また、PPP、まさに全く民間で造って、あとは民間から営業活動してもらって、間に入るという、いろんな形が想定されるのですけれども、町の今の当初予算に載っていない計画をまずはやっぱり議論をして決めていかないと、それは手順として、幾ら要望されたからといっても、それは当然会議を開いて決めていく必要があると思いますので、もう少し時間を頂ければありがたいと思っています。だけれども、令和3年の新入生について1年5人ですから、何人来るかは分かりませんが、それとやっぱりしっかりとしたところにまとめておかないと、利便性のいいところに置かないと、やっぱり当初はしらい自然館みたいなバスで送ればいいのではないかと思いましたが、目の届くところにやっぱりしっかり置くということも考えないといけないと思いますので、それらはこれから議論させていただきたいなと思います。

教育長、答弁させます。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 町長の前向きなそういう発言がないと、私は手を挙げることができなかったので、地元の遊佐中生をどんどん遊佐高にという、もちろんそういう機運の醸成も必要だと思いますが、前の議会等でもお話ししていますけれども、来年度、年度末の異動も考えられますので確定ではないですけれども、中学1年生、遊佐中学校に入る生徒の数が70ちょっと。70の後半でなくて70ちょっと超えるぐらいなのです。上限ありますけれども、もっと少ない時代ももう目の前に来ているわけですので、酒田の高校あのとおりあります。私立の高校も頑張っていますので、では70人の子供、20人遊佐校に入ってもらえば、もちろんそれが一番です。そういうふうには遊佐高にやっぱり入って勉強すると、力になると、そういう学校魅力化、まさにそれが一番なわけですけれども、酒田の高校に負けないいいところがいっぱいあるよと、これから多分我々も頑張る支援の会の力も町民の力もお借りして、そして県外からそういった5名の生徒のよさも見出しながら、そういう流れもつくっていきたいと思いますが、やはりこの少子化が間違いなく進んでいきます現状を見れば、県外から今年5名、では来年10名も来たいよという流れになってくれば、これはしめたものだと思うのです。毎年安定して10名前後が県外から来てくれるとなれば、何とか遊佐の出身の中学生、酒田からもあるいは秋田からも来る。そうすると、大体10年先、その先の見通しはつくと思うのですが、やはり県外生頼みという、ここの視点は避けて通れないと思う。ですから、町長からは町の規約に載っていないものだからちょっと苦しいところもあるのですけれども、支援の会の皆さんからも緊急要望もあって、そういう流れをつくっていきたいという思いでございますので、いろん

な形で検討するというところで、どうか議員の皆さんからもそういう状況であるということをご理解いただいて、5年先、10年先、その先を見据えて、やはり今きちんと、やっぱり県外からの子供たちは住環境といたしますか、こっちへ来て環境がすごく大きなポイントになると思いますので、その辺はぜひ皆さんで知恵を集めていただいて、前向きな方向で町長の案をサポートしていただければと、私は思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） やっぱり環境を整えるというのは重要ですし、なかなかやっぱり少子化、これからどんどん子供の数少なくなっていくので、県外からの留学生頼みというのはしょうがない話ですし、それはどんどん積極的に進めていかなければならないかなと思うのです。

ここで、今回のこの一般質問では非常に午前中からいろいろ出ています。10番議員からいろいろ話聞いたのですけれども、私もいろいろ話聞いたのですけれども、最近だと県外留学、親御さんも含めて、もう家族で来てくれというところが非常にあるそうです。そうすると、人口の流出を止める、人口減少を止めるということには、非常に一つの効果的なものだと。それには当然働き場だとかいろんな問題はあります。ここ1年、2年でどうにかこうにかなるようなものではないと思いますけれども、そういうのも視野に含めたところの話というのもあってもいいのかなと思いますけれども、その辺移住、定住だったり、IJUターンの担当している企画課のほうではどのような感想をお持ちか、少しお聞きしたいと思いますけれども。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

家族でというふうなことであれば、もちろん歓迎をしたいというふうに思いますし、そういったご相談があればしっかり対応したいというふうに考えてございます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 遊佐町の将来を考えていけば、やっぱりそういうのも一つ視野にあってもいいのかなと思いますし、子供だけではなく、親御さんも家族で来てもらいたいと。遊佐いいところなのだよというところで、移住も含めて、できれば高校だけではなくて、もう小学校のレベルから、その先、その前の前段のレベルから来ていただければ一番いいのですけれども、そういうのを含めて考えていただければと思います。ここにちょっと今回やるのでいろいろ見ていたのですけれども、前も話したのですけれども、そう思ったのですけれども、北海道のその状況をレポートした、高校廃校になったところをレポートしたのがあります。これ見ると、これは高校が廃校した市町村地域の漁業産業の実態と継続可能性の検討ということで、漁業を中心として考えている。北海道ですから、ニシン漁を中心とした積丹町というところ、高校がなくなって町が衰退していった状況を簡単なレポートをまとめたやつが出ている雑誌がありました。同じ1次産業、漁業と農業では大きく違うのでしょうかけれども、やはり遊佐町は農業を中心としたやっぱり町でございます。それも考えれば、将来的に農業の後継者を確保したり、そういうところもやっぱり重要なことと思っています。高校がなくなることによって、地元に残る子供たちがどんどん少なくなっていく。中学校を出た段階で、もう既に都市部へどんどん移動してしまう。場合によっては家族がらみ行ってしまおうというような状況で、この積丹町というところは漁業がそれで衰退していったところがございました。当町に置き換えてみれば、農業でそういうところも出てくる可能性はなきにしもあらず

かなと将来的に思っています。こういうのもありますので、いろんな情報をとにかく、役場は一番の情報を仕入れる、集まるやっぱり場所ですから、そういう全国のいろんな事例を集めてもらって、当然遊佐高の存続が中心になりますけれども、人口減少だったり、そういうところに対して歯止めがかかるような施策をぜひお願いしたいと思うのですけれども、この辺についてまとめとして町長のほうから少しご所見ただければと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐高支援の施策を打ち出すときに、町によっては町長が主体となって支援する自治体もその町によってはありましたが、公職選挙法の関係でいけば、私が直接金品を保護者等に配布するという形は、それは非常にまずいという思いがありましたので、遊佐高校支援の会を結成していただいて、その要望に基づいて町が支援するという形を取らせていただけてきました。この思いは、やっぱり基本的に変えたくないなと、やっぱり私は実は総会にはお邪魔したことないのです。なぜならば要望を承る立場の人間が要望会の総会に行っているよりは、行かないでちゃんと要望を後で届けていただくというほうがルールだと思っていますので、それらをしっかりとやっぱり公平さ、透明性、それをしっかりと担保して、そしてやっぱり支援の会から基本的に頑張ってもらえることが一番全町を巻き込む基本かなと考えております。遊佐町で、私は遊佐高校卒業でないから関係ないではなくて、町に高校がある、ないというのはやっぱり地域にとってそれは本当に大変ななくしたときの痛さが多分感じている町もあるはずですから、それら等を考えれば、我が町の高校を我が町の町民がしっかりと支援するという基本をしっかりと持ち続けながら支援をしてまいりたいとこのように思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） そうなのですね。別に遊佐高卒業したから、していないからどうだではなくて、やっぱり遊佐に住む人間として大切なものは大切だと思っています。私は、高校は工業高校でした。酒田工業高校でした。統廃合でなくなりました。中学校、菅中でした。統廃合でなくなりました。吹浦小学校、通ったところが場所を移動しまして、通っていた校舎がなくなりました。数年後には、これは統合でなくなる。幼稚園は、私はちょうどその当時酒田に住んでいたもので、幼稚園も移転して私の通っていた幼稚園の場所には何もなくなったというところですよ。非常にそういう意味では寂しい思い、当時一番最初に勤めた会社もいろんな事情がありましてなくなりましたので、そういうのもありますので、それでも考えると非常に寂しい思いをすることがあります。ですから、残せるものであれば残していきたいし、それによって町がよくなるのであればもっとももっとそこは皆さんと議論していい形で進めていきたいと思っていますので、この1時間でどうこう結論が出るような話ではございません。これは長い長いスパンで考えていかなければならないことだと思いますので、これは事あるごとにまたお話しさせていただきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

議長（土門治明君） これにて8番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも一般質問させていただきます。今日の一般質問全員終了後、議会運営

委員会もあるので、その時間も確保して残せるような時間帯で終了したいと思っているところでございます。

それでは、始めさせていただきます。昨年12月の消費税率10%への引上げに伴いまして、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、プレミアム付商品券事業が実施されました。全国の市区町村が対象となる方々としては住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯に対して25%もお得な買物ができるプレミアム付商品券を発行、販売するものであります。プレミアム付商品券を買える人としましては、住民税非課税者分で2019年度の住民税均等割が課税されていない方、ただし次の人は除くと。住民税が課税されている方に扶養されている方、次は生活保護の受給者と、対象となる可能性のある方には申請書を送って、購入に先立ち申請が必要であると。該当者は券面額2.5万円分を販売額2万円で購入できるということ。次に、子育て世帯分としては2016年4月から2019年9月までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主で、この場合は申請は必要なく、購入引換券を送るということ。該当者は券面額2.5万円分を販売額2万円で購入できる数だけ購入できると。住民税非課税者については申請を出して、購入引換券が届いてから町内の郵便局へ行ってプレミアム付商品券を5,000円刻みで2万5,000円まで買うことになりましたが、手続が随分煩雑に見えます。手続が煩雑なためにプレミアム付商品券を買うことを断念した方はいらっしゃいませんか。そのような方がいれば消費を拡大することにはならないので、役場としても手続を簡略化して手軽にプレミアム付商品券を購入できるようにしていただきたい。プレミアム付商品券を購入した人は、対象となる可能性のある方の何%でしたか。

次に、参考までではございますが、灯油代が値上がりしたときには低所得者の皆さんに5,000円分の灯油券を無料で配布していますが、灯油券は何枚配布しているのですか。灯油券受給資格のある人の何%が取得していることになりましたか。プレミアム付商品券と灯油券はかなり似ている面があって、プレミアム付商品券では2万円分の支払いで2万5,000円分の商品券を得ることで5,000円分のプレミアム、つまりお得でありまして、灯油券はお金の支払いがなくても5,000円分の灯油券を得るということで、どちらも5,000円分のお得ということではほぼ同じです。5,000円分の灯油券を頂く手続について伺います。プレミアム付商品券は、5,000円の無料商品券と同じわけなので、該当する人で希望者には余計な手続をしなくても全員に5,000円分の商品券を差し上げることも考えられるのではありませんか。

次に、日本海沿岸東北自動車道の新たな開通見通しが2月に公表されまして、酒田みなとから遊佐比子5.5キロが令和2年以内、それから遊佐比子から遊佐鳥海6.5キロが令和5年度、遊佐鳥海から小砂川10.6キロが令和8年度と予定されていますので、令和8年度までに県境区間は一通り全部開通することになります。残るのは朝日温海道路40.8キロとなります。これまで期成同盟会などで何十年も前から運動してきた成果が現れてきたようで、まずはめでたいことです。パーキングエリアタウンの構想も現実味を帯びてくるわけで、具体的な計画を立てる段階になりつつあります。

さて、町内の公園は、河川公園、遊ぼっと、パノラマパークは規模が大きく、遊具があって歩き回ることにはできますが、ほかの公園は小規模で、見どころのある花公園のような公園はないようです。子育てしやすい町、潤いと安らぎのある町づくりの一環として大規模な植物園のような花公園を造ることも町民の皆さんに理解していただけるのではないかと考えます。これまで高速道路に関連した事業では、もうけるために新たな直売所を造り、そこにガソリンスタンドや観光案内も併設するというような、いわゆるパー

キングエリアタウンの創出くらいしかないのでしたが、私は比子地内に町民の皆さんに潤いと安らぎを提供することができる大規模な植物園のような花公園の建設を提案するものです。大規模な花公園の見本として考えているのは、村山市の東沢バラ公園、川西町ダリア園、長井市のあやめ公園などです。村山市東沢バラ公園は、日本有数の規模を誇るバラ園と3つの湖を中心とした美しい公園です。平成14年にランドオープンしたバラ園は約7ヘクタールの広さに世界各国の約750品種、2万株余りのバラが咲き誇り、甘い香りに包まれています。代表する品種としては村山市のオリジナルのバラむらやまや山形の平和の象徴ピース、古くからあるバイオレットなどがあります。見頃は6月上旬から9月下旬で、最盛期にはバラまつりが開催され、イベントも行われます。平成13年には環境省からかおり風景100選の認定を受け、平成27年には全国認定されている恋人の聖地に認定されました。川西町、川西ダリア園は、約4ヘクタールの園内に650種10万本のダリアが咲き競う日本最大規模の観光ダリア園です。鮮やかな紅色の宇宙や大恋愛、愛らしいピンクのプリンセスマサコ、ムーンワルツ等国内外で品種改良された美しいダリアが人々の目を楽しませてくれます。また、園内では米沢牛のすね肉と玉コンニャクを煮込んだ川西ダリア園名物牛こんや町特産品の赤豆を使用した紅大豆ソフトが大人気。8月から11月初旬までの開園期間中には、園内を会場に様々なイベントが開催されます。長井市のあやめ公園は、3.3ヘクタールの公園に500種のアヤメ100万本が咲き誇る日本有数のあやめ公園です。500種のアヤメの中には、長井古種と呼ばれる長井市のあやめ公園で発見された品種もあります。6月下旬からさまざまなイベントが開催され、総宮神社の獅子舞やライブ、お笑いショーといった出し物が披露されます。また、アヤメのフラワーアレンジメントや利き酒、ビアガーデンといったブースも出展され、日によっては閉園時間以降も開園されます。

有名な花公園はこのようなものでありまして、日沿道が比子まで延伸されると、そこまで車で来ることが極めて容易でありますし、簡易インターの近くに花公園があると交通の利便性がよく、見に来やすくなります。比子下モ山にある野球場の利用頻度はどれくらいでしょうか。もし利用頻度が少ないのなら野球場と国道の西側にある荒地のような草だらけの元のスポーツ広場を併せて植物園のような花公園に整備し直すことで、それなりの規模の潤いと安らぎのある花公園に改造できるのではないかと考えます。野球場を現状のまま野球場として存続させるのであれば、比子インターの近くの畑や荒地を無償で役場に譲ってもらおうか、あるいは安く買い取って土地を用意する必要があります。あの近辺ではえ〜こや八福神が閉店したこともあります。八福神の場合は直売所を中心とした商業施設でありましたので、花公園の造成の場合は安らぎと潤いを見に来る人に提供することですので、施設を整備するのとは性質が違います。町内に本格的な花公園がないように見えますので、提案した次第です。

また、ついでながら酒田みなとから比子まで延伸になることで祝賀会を催すことになっていますが、どのような形式で行うのでしょうか。遊佐町としては高速道路の部分的な開通という前代未聞のイベントとなるわけで、できる限り大規模な祝賀会にさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

これで壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

プレミアム付商品券の質問でありました。我が町でも、消費税及び地方消費税の8%から10%への引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えす

ることを目的に、国が定めた実施要領に基づき、遊佐町プレミアム付商品券事業実施要綱を定め、事業を実施しました。住民税が非課税の方の商品券購入までの手続に関しては、初めに税務を所管する町民課から令和元年度個人住民税均等割が課税されていないと思われる方、未申告の方々等に対して、プレミアム付商品券事業のお知らせと併せて購入引換券交付申請書を郵送いたしました。申請者が対象に該当するかを確認するためには、所得情報を閲覧する必要があり、本人の同意が必須であります。そのため、購入を希望する方には交付申請書を持参または郵送で役場に提出いただきました。提出された交付申請書に基づき、町民課で所得情報を確認し、交付対象と確認できた方に購入引換券を郵送し、この引換券を持参して、町内5つの郵便局で商品券を購入いただく手続といたしました。この事業では、本人負担4,000円で5,000円分の買物ができる商品券1セットを5セットまで購入できる内容となっています。いわゆる2万円で2万5,000円分購入できるということです。販売期間につきましては、10月1日から1月31日までとし、そのほかに子育て世帯に配慮し、各月1回、第3日曜日には商工会において休日販売を実施しました。全国的な傾向ではありますが、対象と思われる方の申請割合が低調だったため、申請を促す取組として町の広報ゆざ及びホームページの周知のほか、郵送による個別通知を2回実施しております。また、受付期間も12月27日までとし、当初計画より1か月間延長して対応したところであります。当町での受付実績は、対象者数が2,789名、うち申請者数は1,161名、申請割合は41.63%でありました。議員からご指摘ありました手続が煩雑に見えるという部分に関しては、今回の事業については国が定めた実施要領に基づき対応したところであり、対象者の把握には本人の同意の上、所得状況の審査が必要となること、商品券の購入に関しても現金との引換えとなることから、このような手続となったところをご理解を願いたいと思います。なお、今回の事業について、手続の煩雑さを理由に購入を断念した方がいらっしゃったかについては、調査をまだしていないため、把握はできてまだおらない状況であります。

町が実施した福祉灯油券の詳細につきましては、所管の課長をして答弁をいたさせます。

次に、比子地内に大規模な花公園、夢のある提案を頂いたところであります。公園に関する提案であります。遊佐町内には町が設置し、各課で管理している公園が多数あります。地域生活課では、都市公園として遊ぼっと、吹浦児童公園、白木児童公園、ふれあい公園、遊佐中央公園の5か所、また河川公園として、月光川河川公園、下野沢やすらぎ公園、中山河川公園、升川河川公園、菅里白鳥公園の5か所の合計10か所の公園を管理しております。これらの公園につきましては、平成25年3月に策定した遊佐町都市公園・河川公園再整備基本計画に基づいて、平成25年度から遊佐中央公園をはじめ、遊ぼっと、白木児童公園、吹浦児童公園、八子の巣公園と町内の都市公園、河川公園を順次遊具等の整備を計画的に行ってまいりました。来年度の下野沢やすらぎ公園を整備し、計画した公園の再整備は完了となります。なお、年間の維持管理経費につきましては、公園管理委託料や施設管理委託料等を含めると約1,000万円となっております。産業課で管理している公園については、女鹿農村公園、服部興野農村公園、野沢農村公園、藤井農村公園、南山農村公園、5か所であります。管理については、維持管理契約書に基づき各集落で管理することとしていますが、遊具等の施設修理、またトイレのくみ取りは町の負担で実施しています。年間の維持管理経費は、約50万円となっております。健康福祉課で管理している公園については、蕨岡児童遊園地、遊佐児童遊園地、比子児童遊園地の3か所となっています。年間の維持管理経費については、委託管理料、遊具点検料を含めまして34万円となっております。教育課で管理している比子下モ山にあるスポーツ

広場については、4月から11月までの間、国道の東側にある野球場のみをご利用いただいておりますが、平成30年度の利用実績は49団体、1,293人、今年度は39団体、2,776人となっております。特に夏場の利用が多く、土日についてはほぼ毎週のように予約が入っている状況であります。花公園ではないのですが、総合運動公園（パノラマパーク）の今年度の管理経費予算については、総額で462万3,000円で、その大半が芝などの緑地管理費となっております。いずれの公園も、入場料を頂く観光スポットではありませんが、子供をはじめとして町民の憩いの場であると思っております。こうした既存の公園について、町民の皆様のご要望を受け入れながら、魅力ある公園として整備を図ってまいりたいと考えております。大規模な花公園というまさに夢のある心打つ提案を頂きましたが、新庁舎整備後の現庁舎解体、跡地整備、小学校統合新校開校事業、パーキングエリアタウン事業などを計画していることから、現時点では大規模な花公園の整備は難しいと考えております。斎藤議員のお膝元であります西遊佐地区におきましては、西遊佐地区まちづくり協会が主体となり実施していただいております集落の公民館等を会場にした花壇コンクール等、まさに地域で行っていただいております。これらの現在はおやめになったと伺っていましたが、それらとまた地域で復活しながら、できることはまず検討していただければありがたいと、このように考えております。

残余の答弁は、担当の課長をもっていただきます。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 私のほうから福祉灯油券の関係について補足でお答えさせていただきます。

福祉灯油券につきましては、1世帯当たり5,000円分ということで配布をさせていただいております。対象となるのは、非課税の高齢者、障がい者、独り親の方及び生保世帯ということになります。ご質問の中で灯油券は何枚配布しているのかということでございましたが、1,000円券を5枚配布をさせていただいております。また、受給資格のある人の何%が取得をしているのかというご質問でございました。88%でございます。内訳を申し上げますと、726人の受給資格のある方に対して639人がお受け取りになっているということでございます。それから、灯油券をもらうまでの手続についてはということでございましたが、対象となる方の抽出については町民課のデータを参考にさせてもらっておりますが、その対象となる方に引換券をお送りをしまして、希望される方はその引換券に記名、押印をして、役場のほうに持参していただき、本人確認の後、その場で交付をさせていただいております。本人が来られない場合は家族や民生児童委員の方が代理で受領することも可能という取扱いをしているところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） このような提案をしてもやるものだとはそもそも思っておりませんで、だけれども、まず何も主張しないわけにはいかないと、町長の頭の片隅にでも入っていただければいいのかなと思ってお話をしているのですけれども、確かに今の状況を見ましても大変な予算のかかる事業がめじろ押しです、実際。私もそれよく分かっています。新庁舎、それから整備後の現庁舎解体、跡地整備、小学校統合、新校開校の準備、パーキングエリアタウン事業もこれからいろいろお金がかかると、そういう事情もあって予算面でももちろんそうなのですけれども、ただ提案は提案だとしても、海のものとも山のものとも分からないような話を、それをやってくださいとやってやるというふうな話でもないということは分かっ

ているのですけれども。

まず、プレミアム付商品券ですけれども、販売価格は1冊4,000円で、額面が5,000円で、1,000円のお得ですよと、こういうものなわけです。最大2万5,000円分買っても5,000円のお得にしかならないわけです。これがどう消費税増税分をカバーしているのか、私にはよく分かりません。事業を実施している、町のほうになるわけですよ。

(「国だ」の声あり)

11番(斎藤弥志夫君) ええ。国の指導というか、指令の下にこういうことをやっているのは町だと。町は、このくらいのことでのどのくらい……言葉は悪いですけれども、これ低所得者の皆さんに配るものなわけです。この制度に当てはまるというものなわけです。その人方の該当する人方のうち約41%の方しかお求めになっていないということなわけで、これでどうして消費が拡大するのだろうかと思えます。その辺をどのように考えているのか、一つそれ伺いたいと思えます。

それから、このプレミアムというのはどうしても生活に必要な電気、ガス、水道料金の支払いにはこれ利用できないわけです。それから、500円単位で利用できるのだそうですけれども、これにはお釣りがないということです。ということになると、お釣りが出ないとなれば、要らないものも買わせられるのではないかと。しかもと言ったら悪いですけれども、これ低所得者の皆さんにお釣りがないから、お釣り要らないように金使えと、こういう話ではないのかと思えます。こうなると、消費を潤すような施策からは私はほど遠いのではないかと思うのです。要らないものまでも買わせるということになれば、これは買えばどうでもいいのだというふうなことを低所得者の皆さんに押しつけているような面もあるのではないかと思ひまして、この辺役場は一定の指示の下にやっているのだといえればそれはそれなりの話になってしまうのでしようけれども、この辺がかなり私は問題があるのではないかと思うので、その辺の認識もちょっと伺いたいと思ひます。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

プレミアム付商品券事業につきましては、国で制度設計をした事業でございます。ですから、国で要綱をつくって、その要綱に基づいて町が実施をするということになっております。対象者、プレミアム額あるいは商品券の交換、そういったものも全て国で示した内容に従って行ったというふうなことでございまして、その結果こういうふうになったというふうなことでございます。制度設計についてはいろいろご意見もあろうかと思ひますけれども、町としてはコメントできる立場にないというのが正直なところでございます。

議長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) どんなものであろうとお上の指示に従っただけだということだから、我々は何の責任もないと、こういうことに言い張れば、何でもそのとおりになるわけです。それで、これプレミアム付商品券のメリット、デメリットというものを私なりにちょっと考えてみますと、4,000円のお金で5,000分の買い物ができる、これは確かにある程度メリットなわけです。これを5組まで買えるから、最大5,000円分のお得ですよと、これもメリットといえればメリットです。次に、地域経済に貢献できると。どの程度貢献できるか分かりませんが、一応そういうことにはなるわけです。消費がある程度進むというこ

とで、そういうふうにはなりません。それから、地元店をよく利用する人にお勧めなのだ。これほかの市町村に行って使えませんから、プレミアムの場合は、その辺が自由に使える商品券などとは違うわけです。地区も限定されるし、その中で使えるお店もある程度限定されると、そこで使ってくださいよということになるわけです。一方、デメリットもありまして、逆に利用可能店舗以外では使えない。普通に商売やっている店でも、これに入っている使えるお店に指定してもらわないと使えないということになります。これはデメリットだろうと考えます。それから、500円単位で使用し、先ほど言いましたけれども、お釣りはない。この1枚500円というふうなこの区切り方、これもやっぱり国からの指定で500円だったのでしょ。いや、これ後ですけれども。これ例えば私は300円のものを買えばいいのだと、あるいは400円のものを買えばいいのだというような場合、500円券持っていても、その券なかなか使いにくいのです。では、使いたくはないけれども、最低500円分買うかとか、600円分買って、500円券1枚と100円出すかとか、こんな使い方になるわけです。この辺は、私は買い方としては、使い方としては問題がある行為だろうと思います。つまり1枚当たり500円でなくて、もう少し小刻みにすべきだということです、私の考えることは。ということは、こういうことです。500円を10枚束にするのではなくて、例えば250円券を20枚束にするのです。250円券を20枚束とすれば、300円のものを買う場合、250円の商品券1枚と50円出せばいいわけです。50円自分の懐から出せばいいわけです。それから、400円のものを買う場合だったら、250円券1枚と自分の懐から150円出せば券も使えるわけです。要するにこの商品券の無駄遣いを防げるわけです。小口に分ければです。そういうこともあるので、そういうふうなこまめな対策も必要なのではないかと。だから、国が定めたからそうだとはいえ全部そうなるわけです。だから、今となってみればもう反省材料にしかならないと思うのですけれども、これが再度また似たようなことがあったりして、地方からいろんな状況が聞かれたりとする場合もあるかもしれない。そういう場合、ぜひこういう話もしてもらいたいと思うのです。そうすればそれ以降の低所得者の皆さん方にとっては多少のプラスにはなるかもしれない。私も金がないものだから、ついこんなことを考えるのです。だから、こういうことをまめにやってもらいたいのです。それから、この商品券は転売、譲渡、換金は不可能なのです。普通のお金と全然違うと、こういうことになります。それから、今の2月末までに使い切らなければならなかったと、期限つきであります。それから、市町村をまたいで転居した場合は転居先では使用できないと、これも変な制約がついているわけです。普通に考えればかなりの制約です。このように明らかにデメリットが相当あるのです、デメリットが。低所得者向けの救済策なのかというと、正直言うとなかなかそうでもないようだ。それから、地域振興を目的としたものなのかというと、そこまでもならないと、こういう面もあるようなので、その日そのとき持っているお金がぎりぎり何とかやり過ごしている人にとっては、そもそも2万円も出して商品券を買いに行こうという発想がなかなか出てこないのではないかと思います。この辺が灯油券5,000円で配ってもらえるみたいな、これとは大違いだと、こういうことあります。ですから、お金を使える世帯にも使ってもらうためにも、地域振興的な商品券は経済的にある程度中くらいの低所得者でなくても中期くらいのレベルの人も対象にするような、そういうふうな中身のプレミアム付商品券にすべきだったのではないかと、私はこのように考えます。制度としては、低所得者の皆さんの消費を増加させるということを目的にはしているわけです。それは、私は間違っていると思いません。しかし、店のほうにしてみれば自分の店から買ってもらえばいいわけなので、ある意味で、これ低所得者の皆さんでなくてもい

いわけです。買ってもらえる人が現れるなら。その辺から考えると、地域振興的な商品券のほうが全体的な経済のバックアップにはなるのではないかと思っていましたので、その辺の認識もちょっと伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 経済学的に言うと大変当たっている、そんな発言があったと思いますが、国がこうやってという実施要綱を決めた以上はやっぱりそれ以上のことはやれなかったということをご理解お願いしたいと思います。私は、今実は心配しているのは、今新型コロナウイルスの関係で経済が物すごく冷え込むのではないかと。名前はプレミアム商品券って、かつて例えば地域振興券という形で町民全体に対してそういう制度を整えて消費の拡大を狙った事業があったわけです。町でも行ったことあるのですけれども、恐らくそういう制度を行わなければならないほど経済が非常に冷え込むであろうということを心配していますので、逆に国に対してそういう対策の要望等を求めていきたいなと。そして、国からそういう新型コロナウイルス対策でやっぱり国全体でそういう地域振興のプレミアム振興券みたいな形を発行できれば、やっぱり経済の下支えというのですが、いわゆる逆に言うと若い世代が一番いいと思うのです。高校入る、小学校入る、大学入る、全てやっぱり春先というのはお金がかかる時期です。そういうときに目がけてそういうお金使える世代にそのような地域振興券等の施策の要望等をこれからやっぱり地方として打ち出していかなければならない時期に来ているのではないかと。特にコロナウイルス対策の感染症の問題で、日経の平均株価も物すごく落ちています。アメリカもそうですし、それ考えるとやっぱり地域経済このままでは大変だなという思いで、逆にそういう施策を要望しようかと、そんなことも斎藤議員の質問の中で、ああ、そういえば町でやったのだ、ああいうのが、これやらなければまずいとき来るよという形で今感じたところがあります。

以上であります。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 補足の答弁をさせていただきます。

商品券を取り扱う、いわゆる使うことのできる事業所につきましては、今回は96店舗でございました。町内で96店舗です。このいわゆる96店舗の募集に当たっては、商工会から会員事業者の皆さんへ周知をお願いをしたことと、会員以外のお店屋さんもありますので、そういった事業者のために広報ゆげでも広報して希望する事業者は商工会のほうに申し込んでくださいというふうな形にさせていただいたところでございます。

それから、額面のご提案などもございました。幾つか、何種類が設けてはというふうなことも含めて、あるいはもっと低額にというふうなことでございましたけれども、500円というのは一定この国で示したものというふうなことでありますので、町としてはそれに準じて行ったというふうなことでございます。ちなみに、商品券の印刷、それから申請書等送付用の封筒印刷で280万円ほど支出をしております。これが仮に額面を少なくする、あるいは何種類が設けるといふふうになりますと、こういった印刷費はすごく膨らんでくるというふうに思っておりますけれども、こういった経費についても国はなるだけ抑えてというふうなことで当然言っておりますので、そういったところに見合う形でさせていただいたというふうなことでございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 町長は経済全体のことを心配しているようですけれども、非常に的を射た考え方だと私も思います。私は、今の商品券という非常にレベルの低い話をしているのですけれども、株式市場全体の話なども考えていらっしゃるようなので、私も実は本当はそっちのほうが心配なのです。心配ですけれども、こういうことは町民の皆さんの生活にある程度直結した部分もあるものですから、私も一介の議員ですので、あえてこういう話をさせてもらっているということでございます。

それで、このような商品券を発行するに当たりまして、今課長が言ったように切手代、それからパンフレットの印刷代など、みんな税金でやるわけです。それから、この商品券を処理する人、公務員の面倒な仕事など、それなりの経費がかかることであります。つまり総経費がかかる割にはこのようなプレミアム商品券というのは効果がなくて、何か害があるようなものだと、こういうふうなことになるので、ぜひこの辺は、今終わったといえれば終わったわけで、その辺も私も分かるのですけれども、再度似たようなことをまたやるかもしれないので、そういう場合にはぜひ参考にしていただきたいと、このように思うわけです。恐らく灯油代は、500円の灯油代、無料でもらえるものは88%もの人が頂いているのだと。一方、このプレミアムのほうは41.6%しかもらっていない。その半分ももらっていないわけです。こんなことから考えれば、多分本当はいただきたいというのが、人の気持ちではないかと思います。ですが、手続きがあまりにも面倒だったり、郵便局に行って買いに行ったりとか、そんなこともあるもので、こういう結末になっているのではないかと思います。ですから、再度あちらで同じようなことをやるようなときはこういう問題もあるのだというふうなことをぜひ主張してもらいたいということでございます。

では、次に行きますけれども、公園のことでございますが、山形県の花の名所、観光スポットというのは割とあります。さっき私、東沢バラ公園とか川西ダリア園とか長井のアヤメとかこんな話もしましたけれども、実際は長井、村山、三川、鶴岡の温海温泉とかいろいろあります。約10か所くらい名所、観光スポットというものがあります。遊佐町も先ほど町長の話のとおり、あることはあるのです。小さいのです。全部小さいです、私が見ていると。桜の木が10本くらいあって、遊具がちょっと置いてあったり……

（何事か声あり）

11番（斎藤弥志夫君） あれはまた別ですけれども、中山の桜はまた別としても、せいぜいそのくらいのレベルのものが多いです。だものだから、公園整備については遊佐町都市公園・河川公園再整備基本計画に基づいて市民協働公園づくりの補助金によって遊具等を設置するように支援していくということが施政方針にも書いてあります。それはいいのですけれども、このふうな考え方は従来の公園の關係のメンテナンス、それから遊具設置くらいの方針なのです。だものだから、高速道路が新たにオープンすると、来ると、比子まで。というふうなことに基づいた集客、ある程度集客を目的としたような対応の仕方ではないです、私から見ると。そんな意味でもって、私が今考えているのは、野球場についていろいろ町長の答弁ありましたけれども、思ったより利用されています。本当に使われているのでちょっとびっくりしたのですけれども、もしそんなに利用されていないのだったら、野球場も花公園にもできないかなど勝手に考えていたのです。今現在は野球場は野球場でずっとこれからも使っていくいいのですけれども、ただ西側のスポーツ広場と書いてあるところあります。あそこ、大体面積どのくらいあるか分かるでしょうか。野球場の面積と西側の面積と、もし分かれば教えてもらいたいのですけれども。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 正確な数字は把握してございませんが、ちまたでは1万平米というぐらいの数字であったかと思います。

（「西のほう」の声あり）

教育委員会教育課長（高橋善之君） 西のほうです。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 野球場は、今どうにもならないと、野球場としてもずっと使っていくと、それはいいのでしょうけれども、ただ西のほう、全く荒地のようになっています、実際。恐らく何年も何もやっていないでしょう、あそこは。あそこは町有地であって、あんなふうに荒地のようしておくのだったら、私は1ヘクタールくらいあるのだったら、あそこもそういう花公園という形になるかどうか分かりませんが、もっと見た目がいいようにきちっと整備し直す必要があると思うのです。あんな草だらけの、しかもすぐ国道沿いではないですか、あそこは。あそこをもう少しきちっと整備すべきではないかと。せっかくあれだけの土地があって、しかも比子インターのすぐ近くになるわけです。もし遠くから来て、遊佐を通り過ぎようとしたら、ちょうどいい花公園のようなところがあると、ではここで休憩していくかというようなことも私はあり得る話ではないかと思います。観光客とかを集めるということは、そういうふうなことを地道にやっていくことだと思います。一気に人が集まるようなことをやろうとって、それは無理です、正直申し上げまして。だから、1ヘクタール分のあれだけの空き地があるのだから、しかもインターの近くで、今までにないような状況も現れてきていますので、それはぜひそういう形で活用していくべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は国道7号線のかつてソフトボールをやったスポーツ広場ですか、あそこの活用という形で今提案を頂いておりますが、あそこの7号線沿いには下山の簡水の合併処理槽が設置をされております。そして、もう一つ、実は高速道路等の工事等に資材置場等で国から貸してくれないかと言われたときには、どうぞ使ってよろしいですという形で使用をお願いさせていただいていますが、西遊佐地区で実は旧西遊佐小学校の学習林、いわゆるかつての植物、いわゆる古来の植物がある松林の、今高速道路で分断されたエリアが残っております。そこいわゆる高速道路としてあのエリアをもう道路としてもずっと造ったときに排水の問題で国交省から排水の用地としてどこかないですかということをおっしゃっております。ちょうど隣に合併浄化槽の排水槽が設置されているという中で、そしてあのエリアを海岸原生林の残っているところと等価交換、等面積交換できないかということをおっしゃる酒田河川事務所には申入れをしております。なぜならば、そのエリアは、現在海岸の原生林のエリアは、全くその道路を切ったままになって、ボックスカルバートがつながるその先です。そうしますと、あのままでいくと切土がかなり深いものですから、井戸でも掘ってポンプアップして散布しないと原生林が危ないということが想定されますので、それはどうしても町で管理をしなければ多分原生林がもたないであろうなということと、国から求められている排水の処理をするところのエリアを探してもらえませんかという中では、あの地域が、あのエリアがいわゆる地下浸透、今までは全部その地下排水浸透でやられたエリアの排水をどうやってやめるか。位置的にまた加えるエリアになるかも分かりませんが、それらの用地として国には交換させてお願

いできませんかということをご既に何回か申し上げているという現状でございます。国ではまだ工事が進まないで、そこまでまだ回答できないということの状況です。それから、7号線沿いの公園っていいますと、実は答弁では話しておりませんでした、ふらつとの上の遊ぼつとが都市公園として整備をされておりました。ちょうど斎藤議員と私が議員初当選の時代に、常任委員会であのエリアを見ましたときに、その当時の計画では東京の小石川植物園のような植物園を造るのだという計画で砂山に池を造ってやってきたわけですが、結局は砂山に池はやっぱりこれはどうしても水が漏ってしまうわけですから、小石川植物園のようにならず、もうただ草刈りをして維持管理して、水はほとんど少ないような遊ぼつとの池になっているわけです。やっぱりあれみたいにかんりの投資をした事業が10年もしたらもう結局は維持管理ができなくなったということも、私と斎藤議員はこの中では議員としてその当時から経験しているわけですから、過大な計画をつくってもなかなか難しいであろうなという思いで、私はよく公園整備というところ、そういえばあそこは小石川植物園を目指すのだった当時のリーディングプロジェクトの室長が言っていたのですけれども、結局は実現しなかったということが非常に悔やまれている思いです。私も当時予算に賛成した一人でしたので、実現してほしいのですけれども、ならなかった。けれども、今手なが足ながの遊具とか、やっぱりまさに山形県のグラウンドゴルフをする人にとっては遊ぼつとはメッカになっていると。非常に難コースで、なかなかホールインワンが入らない。あの遊ぼつとで県の大会も行っていただいているという現状を見ますときに、あの公園もしっかりと管理をさせていただいているということを考えれば、経費、経費、費用対効果ばかり考えるわけではありませんが、それなりに身の丈に合う形での整備等も必要かなと、このように思っているところであります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 遊ぼつとの整備ということで、確かに開園中からその当時私たちも見に行ったことはあります。初めだけでした。すばらしい公園だなというふうに見たの、私は初めだけです。私、それ以降は、あと野となれ山となれみたいな状況になっていまして、実際。今は本当グラウンドゴルフ場です、まるっきり。管理棟みたいなところに手なが足ながとか、ああいう遊具が置いてあって、子供たちも遊びに来たらだましまし遊ばせておくことができるみたいな、そんな公園というか、レベルの山になっているので、全く今となってみればグラウンドゴルフ場を造ったのではないかと、前の町長は。私はそういうように捉えているわけです。ああいうものではなくて、私、花公園のモデルのような話も少々させてもらいましたが、そういうものを念頭に置いて、もう少しあの荒れ地のようなところをきちっと整備し直して、こぎれいにして、しかも今初めてこっち、北のほうに高速道路が繋がってくるのだということなので、やっぱりインターから下りてすぐのところ、そういうところがあれば、見に寄る通行客というか、皆さんも私はきつといらっしゃるのではないかと思います。だから、PAT、PATと言って、皆さん何かいかにも商業主義でもうかる道の駅にするのだという道の駅で構えているようですけれども、私もそれは結構だと思うのです。結構ですけれども、安らぎと潤いのない町であってはいけないと、このようにも考えますので、整備する余分な土地があったらそこを、しかも場所が非常にいいです。比子の簡易インターのすぐ近くということになりますので、そういう今全く目新しい状況が出てきたわけなので、ぜひそこにも注目していただいて、町長から行政を進めていただきたいと、このように私からお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

議 長（土門治明君） これにて11.....

（「議長、訂正」の声あり）

議 長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 先ほど1万平米程度という西側のスポーツ広場の面積を申し上げましたが、正確には1万1,278平米ということで、平らな部分だけではないものですから、そういう面積でございました。大変失礼いたしました。

議 長（土門治明君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日3月6日午前10時まで散会いたします。

（午後4時56分）